

京丹後市
次世代育成支援対策行動計画
(後期計画)

中間案

平成21年10月

京丹後市

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景および趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間.....	2
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題	3
1. 統計データから見る現状	3
2. アンケート結果から見る子育て家庭の意識と動向.....	19
3. 子育て支援施策等の状況と課題（前期計画の振り返り）	27
第3章 計画の基本的な考え方	41
1. 基本理念.....	41
2. 基本方向.....	42
3. 施策目標.....	44
4. 計画の体系.....	47
第4章 施策の推進方向	48
1. 子どもが生まれ育つ環境の整備・充実.....	48
2. 子どもが心豊かに成長できる環境の整備・充実.....	50
3. 子どもの心身の健やかな成長支援.....	52
4. 子育てへの相談・支援体制の整備・充実	58
5. 子育てと仕事の調和の実現	62
6. 子どもの心身の保護	64
7. 子どもが安心・安全に生活できる環境づくり	66
第5章 計画に係る目標値	68
第6章 計画の推進について	70
1. 市民や地域、関係団体等との連携.....	70
2. 庁内推進体制の整備	70
3. 計画の進行管理.....	70
用語説明	71

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景および趣旨

少子化が急速に進む中、国では平成 15 年に少子化の進展に歯止めをかけることを目的とした「少子化社会対策基本法^{*}」及び、次代の社会を担う子どもの健やかな成長と育成に適した社会環境の形成を目的とした「次世代育成支援対策推進法^{*}」を制定しました。

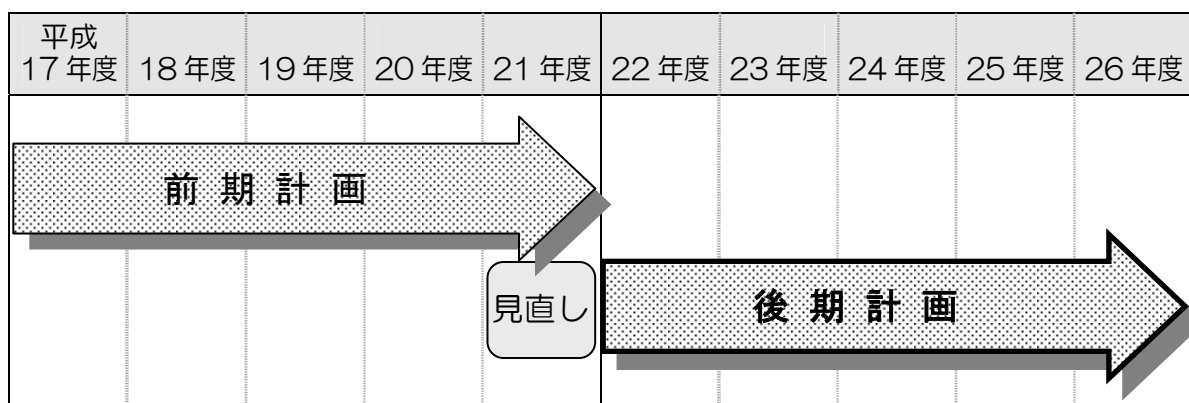
本市においては、「次世代育成支援対策推進法^{*}」に基づき、平成 17 年 3 月に「京丹後市次世代育成支援対策行動計画^{*}（前期計画）」を策定し、子どもの健やかな成長と子育てを支援するための施策を推進してきましたが、計画期間（平成 17 年～21 年）が満了します。社会情勢等の変化はもとより、子どもと子育て家庭を取り巻く現状・意識や前期計画の進捗状況等を十分踏まえ、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進することを目的として、「京丹後市次世代育成支援対策行動計画^{*}（後期計画）」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、国の行動計画策定指針を踏まえたうえで策定するものであり、「第 1 次京丹後市総合計画」を上位計画とし、「京丹後市地域福祉計画」や「京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画」などの関連計画との調和が保たれたものとしします。

3. 計画の期間

この計画は、「次世代育成支援対策推進法[※]」に基づき、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間の計画期間とします。そのうち、平成 17 年度から平成 21 年度までを前期計画とし、必要な見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度までを後期計画として策定します。



第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1. 統計データから見る現状

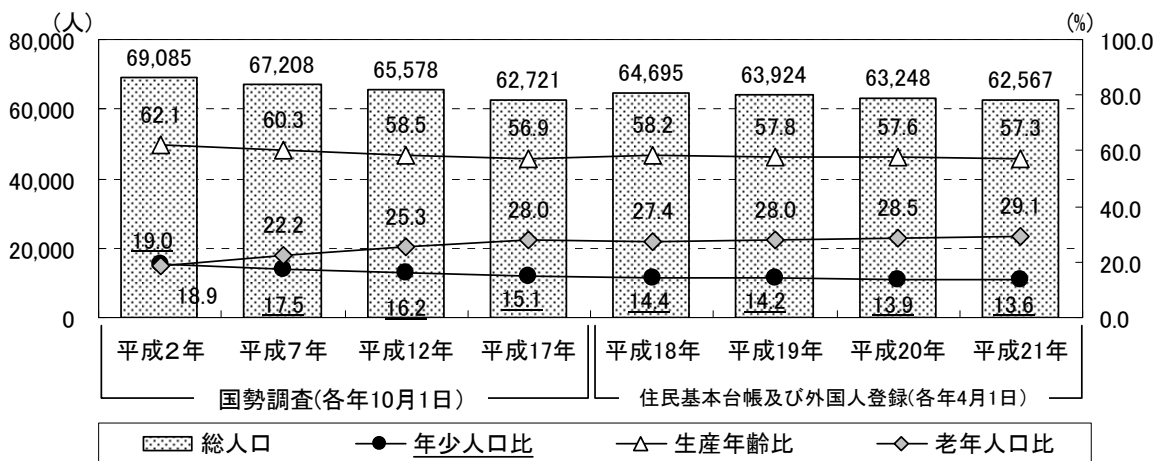
(1) 人口の動向

① 総人口および年齢3区分*別構成比の推移と全国、京都府との比較

総人口の推移を国勢調査の結果で見ると、減少傾向にあり、平成17年で62,721人となっています。また、住民基本台帳及び外国人登録では、平成18年から微減傾向にあり、平成21年で62,567人となっています。

また、年齢3区分*別人口構成比の推移を国勢調査の結果で見ると、老年人口*比は平成2年(18.9%)から平成17年(28.0%)まで、15年間で10ポイント程度増加しており、住民基本台帳及び外国人登録による平成21年の老年人口*比は29.1%と、さらに増加しています。一方、年少人口*比は平成2年(19.0%)から平成17年(15.1%)で4ポイント程度減少し、平成21年には13.6%まで減少していることから、少子高齢化が進行していることがわかります。

【総人口および年齢3区分別人口構成比の推移】

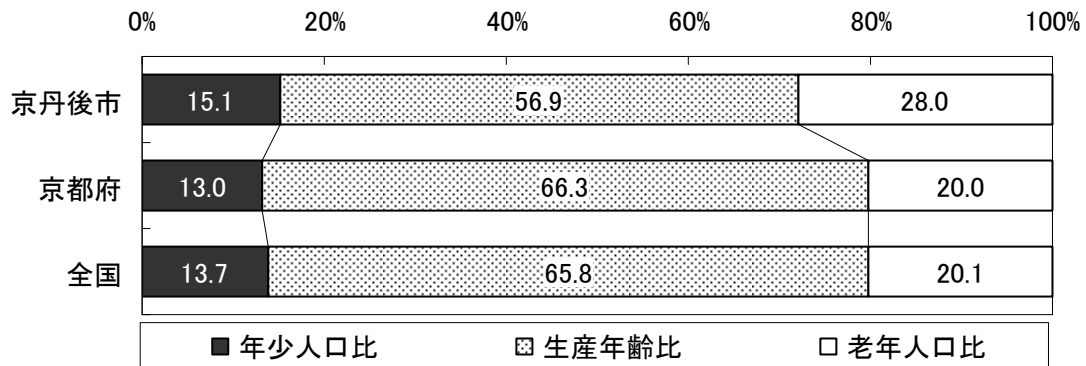


資料：平成2～17年は国勢調査（各年10月1日）、平成18～21年は住民基本台帳及び外国人登録（各年4月1日）

さらに、国勢調査の結果より、平成17年の年齢3区分*別人口構成比を、京都府および全国と比較すると、年少人口*比については、本市(15.1%)が、京都府(13.0%)や全国(13.7%)を上回っています。また、老年人口*比については、本市(28.0%)は、京都府(20.0%)や全国(20.1%)を大きく上回っています。

このことから、少子化は京都府や全国と比べて緩やかに、高齢化は急激に進行していることがわかります。

【年齢3区分別人口構成比の全国・京都府との比較（平成17年）】

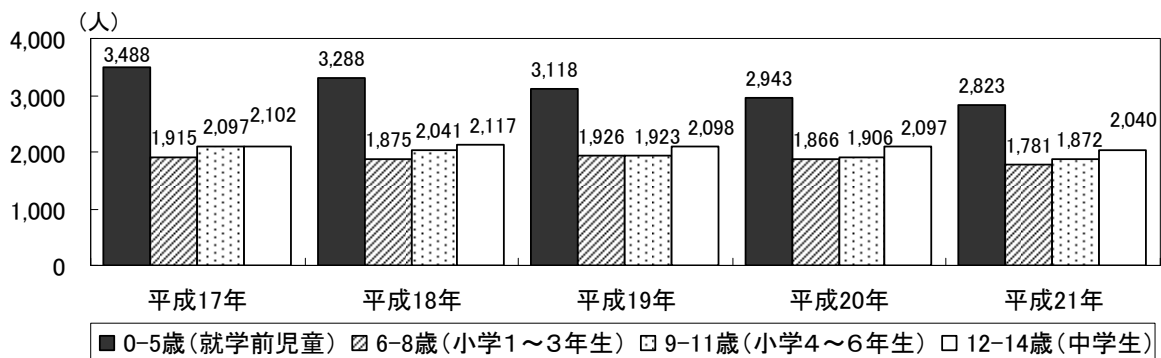


資料：国勢調査（平成17年10月1日）

②年少人口*の推移

年少人口*の推移をみると、全ての年齢層で減少傾向となっていますが、特に、0～5歳（就学前児童）については、平成17年（3,488人）から平成21年（2,823人）の4年間で665人（増減率-23.6%）減少しており、他の年齢層より減少傾向が強くなっています。

【年少人口の推移】



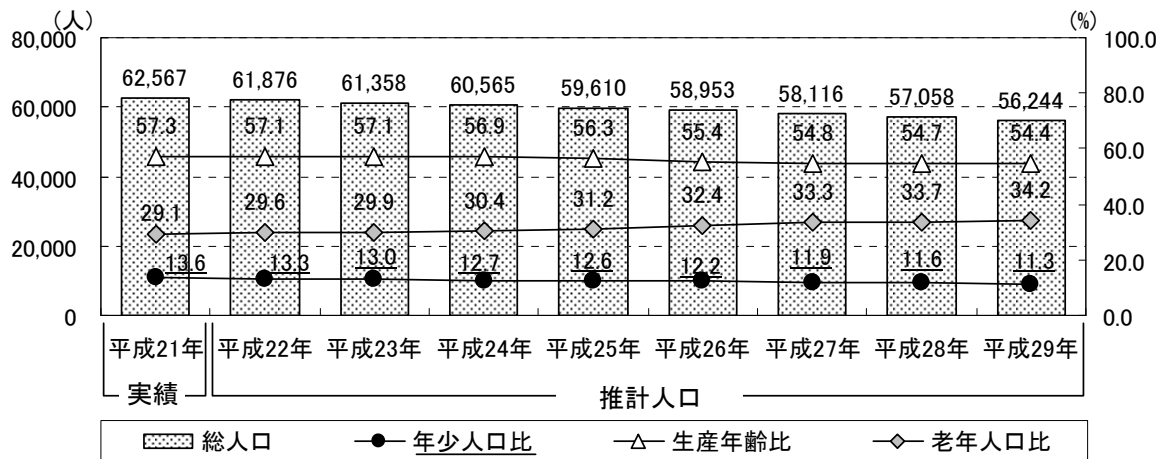
資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年4月1日）

③推計人口と年齢3区分別構成比の推計

推計人口をみると、平成22年から平成26年までの5年間で、人口は61,876人から58,953人まで緩やかに減少すると予測されます。

また、年齢3区分*別構成比をみると、年少人口*比は依然として緩やかに減少しているのに対して、老年人口*比は緩やかに増加していくことが予測されており、少子高齢化がこの先も進行することが伺えます。

【推計人口と年齢3区分別構成比】



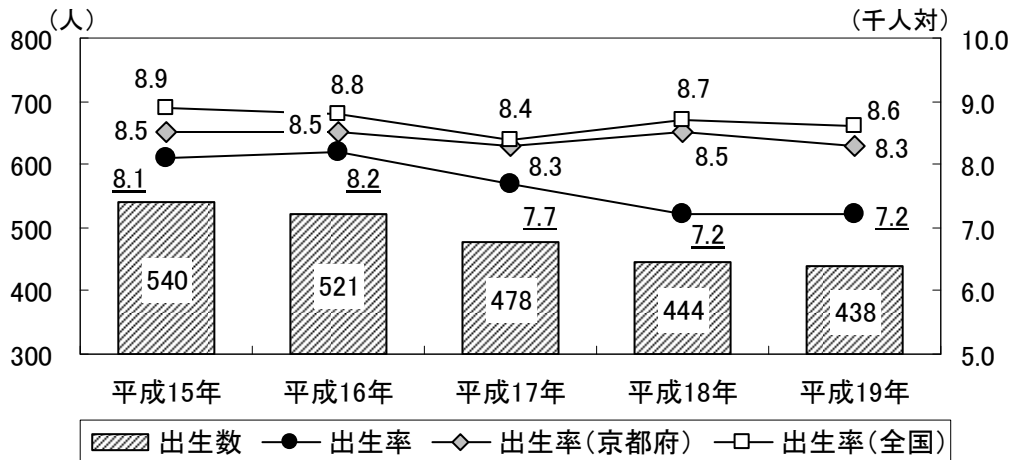
資料：住民基本台帳及び外国人登録より、コーホート変化率法*を用いて推計

④出生数および出生率*の推移と全国、京都府との比較

出生数および出生率*の推移をみると、平成15年から減少傾向にあります。出生数については平成15年(540人)から平成19年(438人)で100人程度の減少となっています。

また、出生率*については、京都府や全国を下回る状況が続いており、平成17年以降はその差がひろがっていますが、本市は京都府や全国と比較して老年人口*比が高いことが、影響していると考えられます。

【出生数および出生率の推移、全国・京都府との比較】

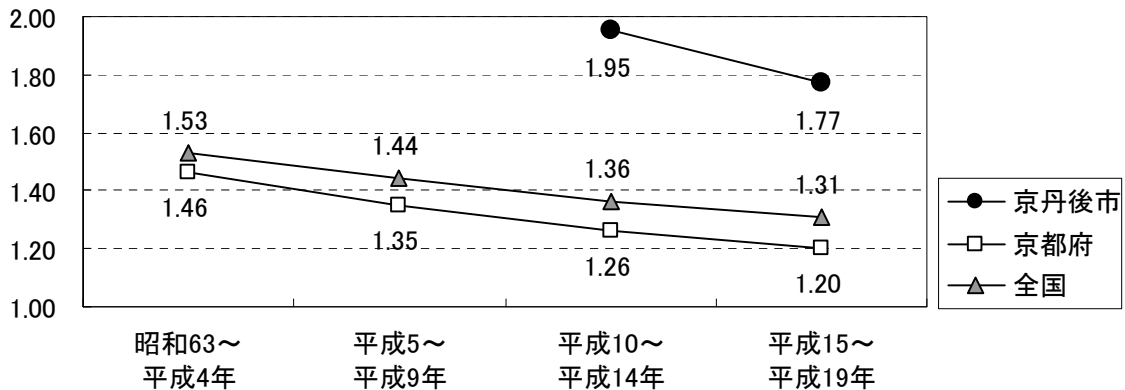


資料：人口動態統計

⑤合計特殊出生率*の推移と全国、京都府との比較

合計特殊出生率*は、平成10~14年で1.95が平成15~19年で1.77と減少していますが、京都府や全国を大きく上回っています。

【合計特殊出生率の推移、全国・京都府との比較】

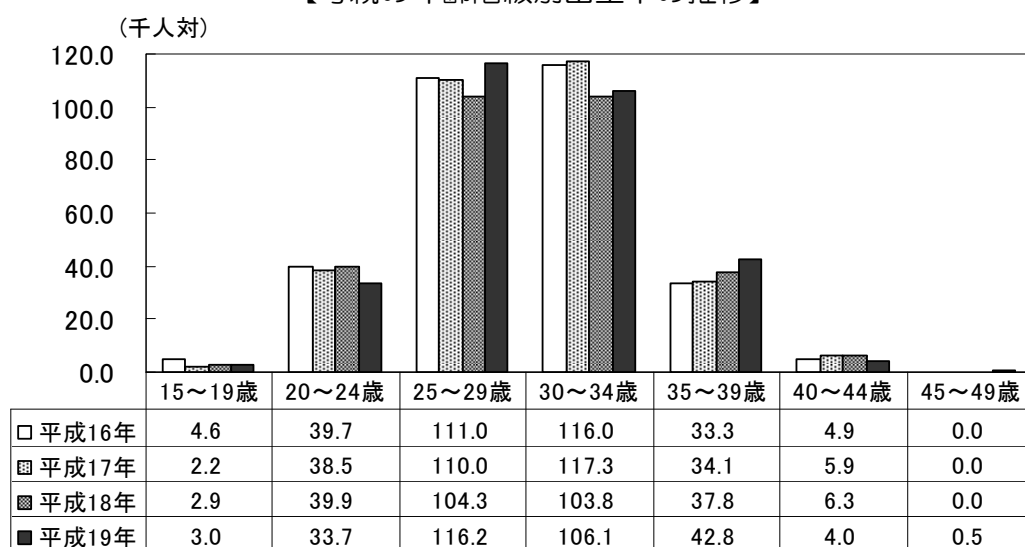


資料：人口動態統計特殊報告

⑥母親の年齢階級別出生率*の推移

母親の年齢階級別出生率*の推移をみると、20～24歳では平成16年（39.7人）から平成19年（33.7人）で6人減少しています。また、25～29歳や30～34歳でも平成16年から平成19年にかけては減少傾向となっています。一方、35～39歳では、平成16年（33.3人）から平成19年（42.8人）で9.5人増加しており、緩やかに晩産化*が進んでいることがわかります。

【母親の年齢階級別出生率の推移】



資料：人口動態統計と住民基本台帳及び外国人登録より算出

⑦婚姻の動向

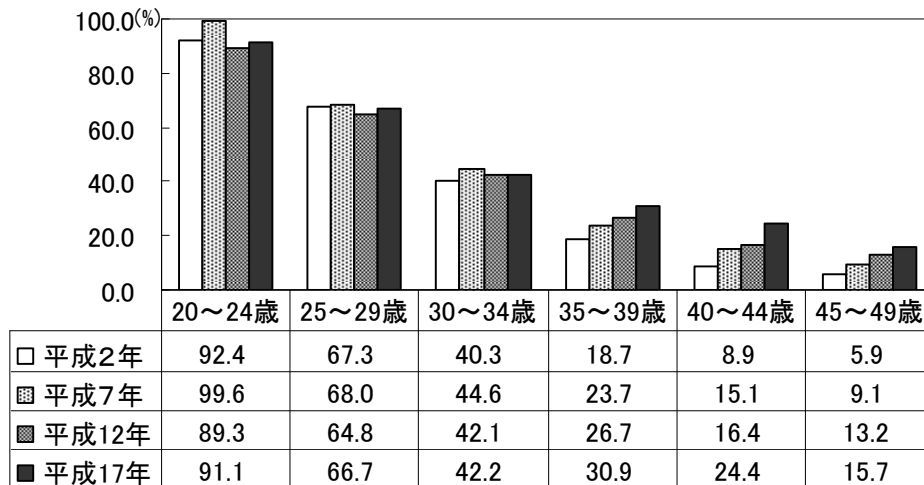
年齢階級別の未婚率をみると、男性は35歳以上で増加傾向にあります。特に、40～44歳では平成2年から平成17年にかけて15.5ポイント、35～39歳では12.2ポイントと、30歳代後半から40歳代前半で未婚率が大きく増加しています。

一方、女性では、全ての年齢階級で未婚率が増加していますが、特に、25～29歳で平成2年から平成17年にかけて16.0ポイント、30～34歳では14.7ポイントと、20歳代後半から30歳代前半で未婚率が大きく増加しているのが目立ちます。

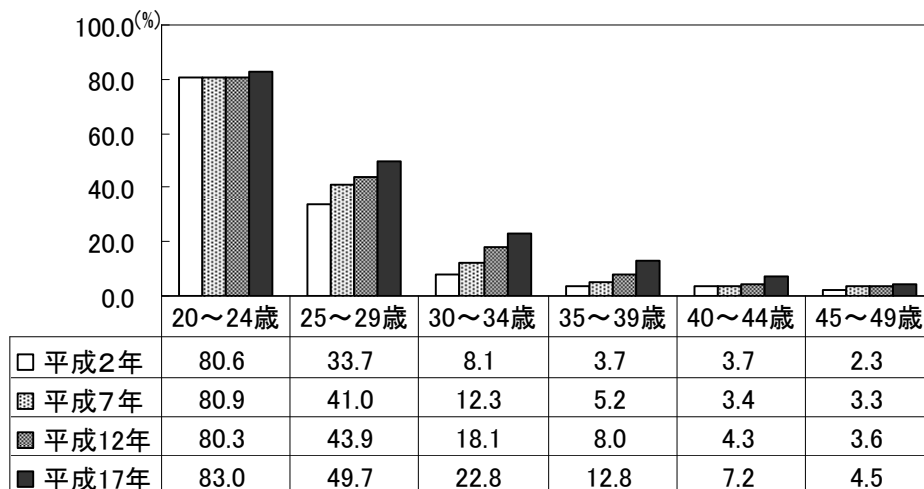
以上の男女の未婚率の推移より、晩婚化*や未婚化*が進行していることがわかります。

【年齢階級別未婚率の推移】

男 性



女 性



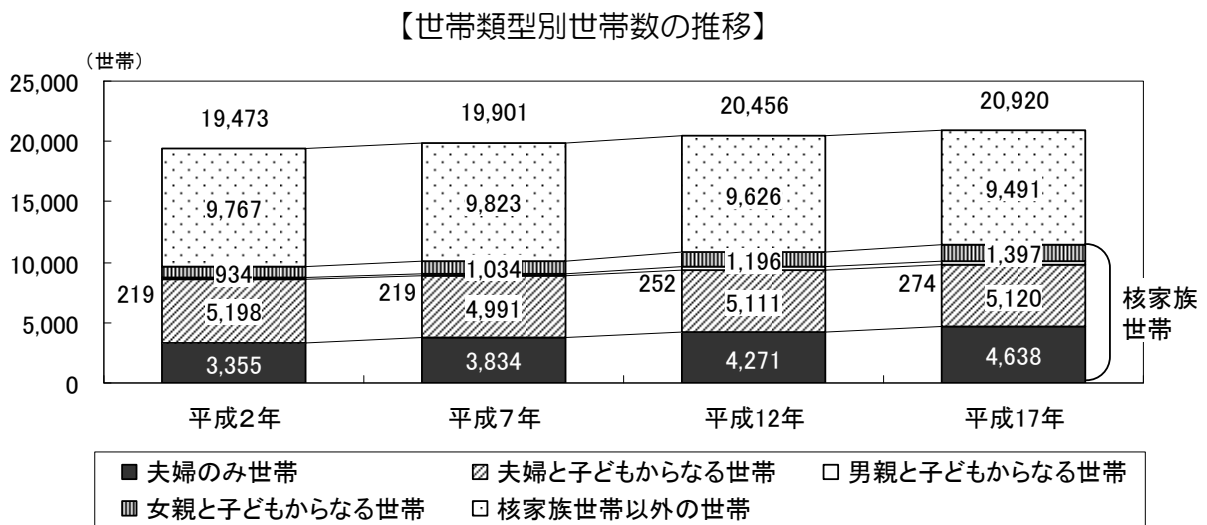
資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 家庭や就労の状況

①世帯の動向

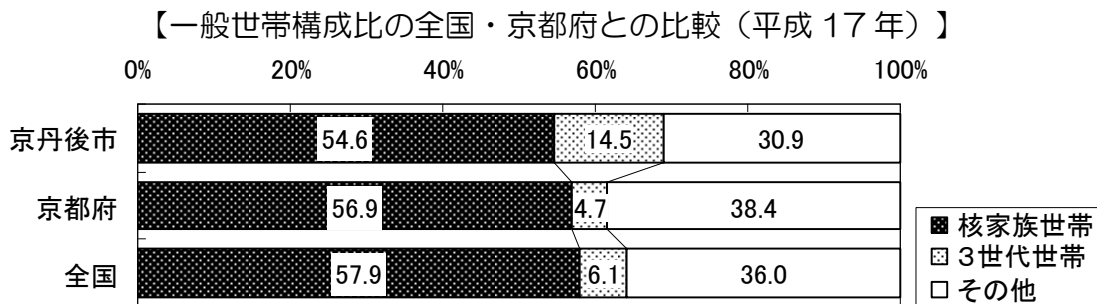
一般世帯[※]数は、平成2年(19,473世帯)から平成17年(20,920世帯)で1,447世帯増加しています。特に、核家族[※]世帯数は、平成2年(9,706世帯)から平成17年(11,429世帯)で1,723世帯増加しており、一般世帯[※]に占める割合も同様に、49.8%から54.6%と緩やかではありますが増加しています。

また、核家族[※]世帯の世帯類型別では、夫婦のみ世帯や女親と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯の世帯数は増加傾向にあります。



資料：国勢調査（各年10月1日）

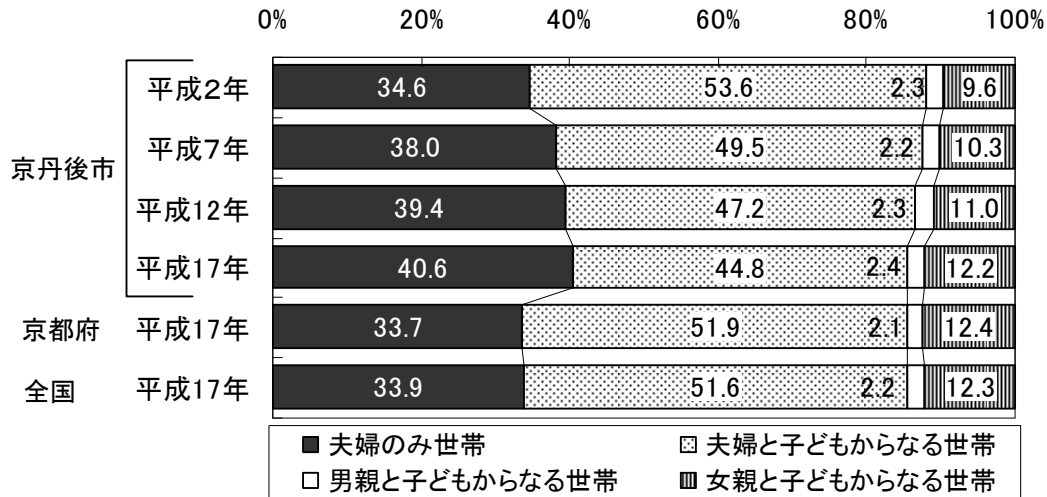
一般世帯[※]構成比をみると、核家族[※]世帯が54.6%、3世代世帯は14.5%となっています。また、核家族[※]世帯比は、京都府や全国の比率を若干下回っていますが、3世代世帯は大きく上回っており、3世代世帯が比較的多いことがわかります。



資料：国勢調査（平成17年10月1日）

核家族*世帯の世帯類型別構成比をみると、夫婦と子どもからなる世帯は減少傾向にあり、夫婦のみ世帯や女親と子どもからなる世帯が増加しています。また、京都府や全国と比較すると、本市は夫婦のみ世帯の割合が高く、夫婦と子どもからなる世帯の割合が低くなっています。

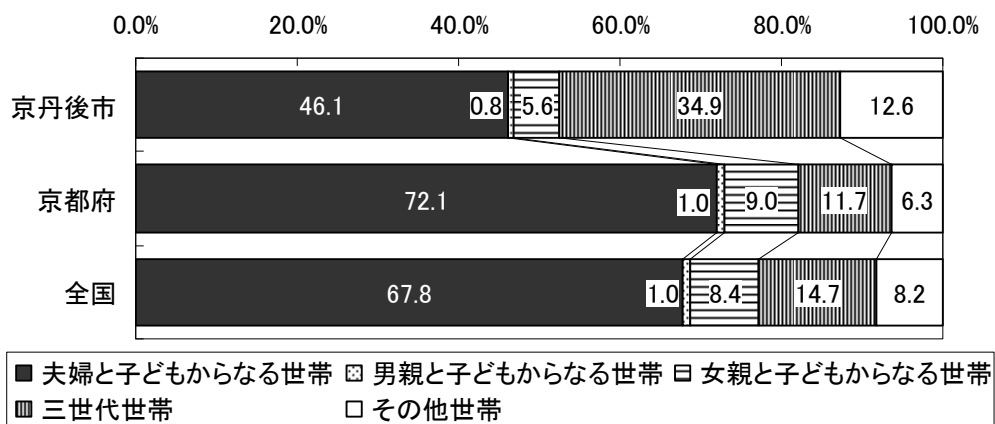
【核家族世帯の世帯類型別構成比の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

18歳未満の子どもがいる世帯の世帯類型比をみると、3世代世帯の割合が34.9%となっており、京都府（9.0%）や全国（8.4%）を大きく上回っている。

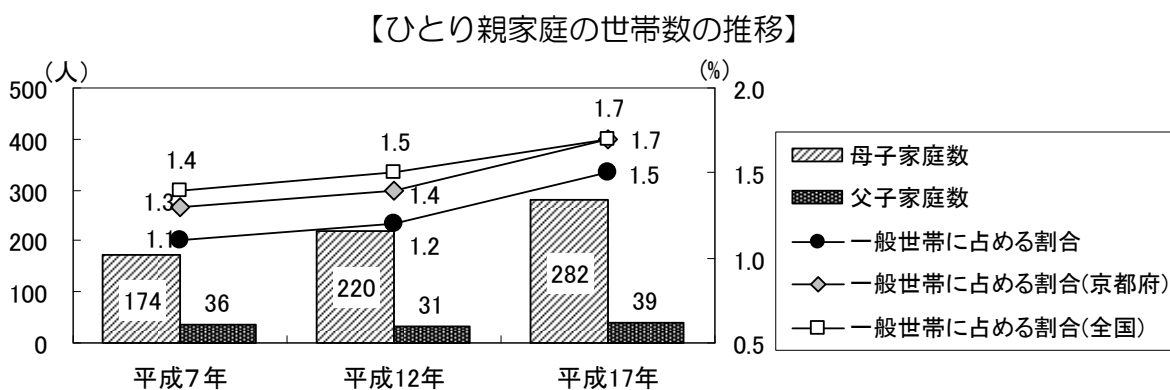
【18歳未満の子どもがいる世帯の世帯類型比（京都府、全国との比較）平成17年】



資料：国勢調査（平成17年10月1日）

ひとり親家庭の世帯数の推移をみると、母子家庭は平成7年（174世帯）から平成17年（282世帯）で108世帯増加しており、父子家庭は平成7年（36世帯）から平成17年（39世帯）で3世帯増加しています。

また、一般世帯*数に占めるひとり親家庭の比率をみると、平成7年（1.1%）から平成17年（1.5%）で0.4ポイント増加しており、京都府や全国の比率は下回っているものの、徐々に全国水準の比率に近づいています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

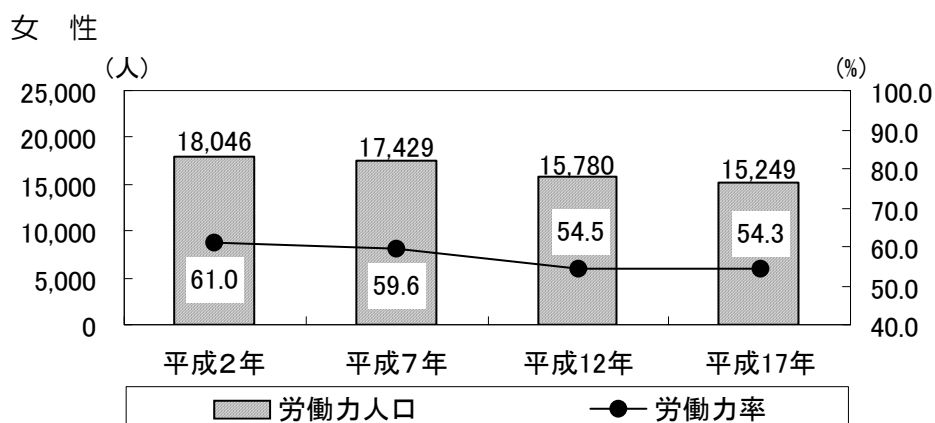
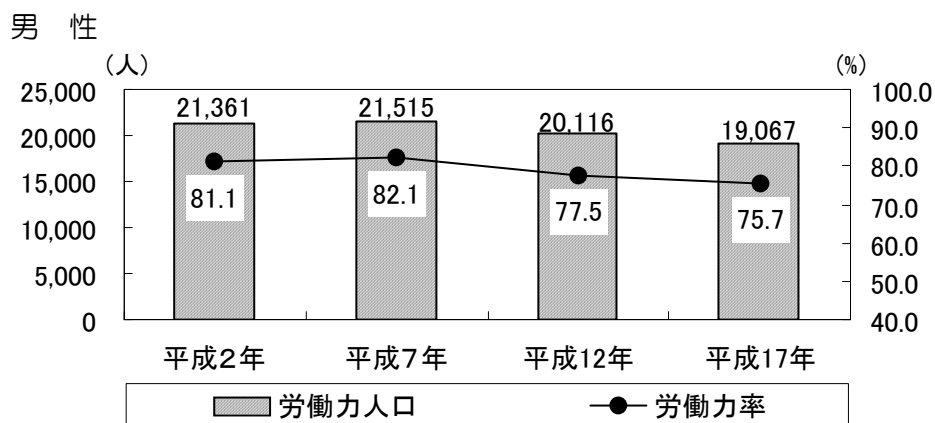
*母子世帯は、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どもからなる一般世帯（他の構成員がないもの）

*父子世帯は、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どもからなる一般世帯（他の構成員がないもの）

②労働力人口*と労働力率*の推移

労働力人口*の推移をみると、男女とも減少傾向にあります。また、労働力率*については、男性は平成7年から減少傾向、女性は平成12年から平成17年にかけて横ばい状態となっています。

【労働力人口と労働力率の推移】



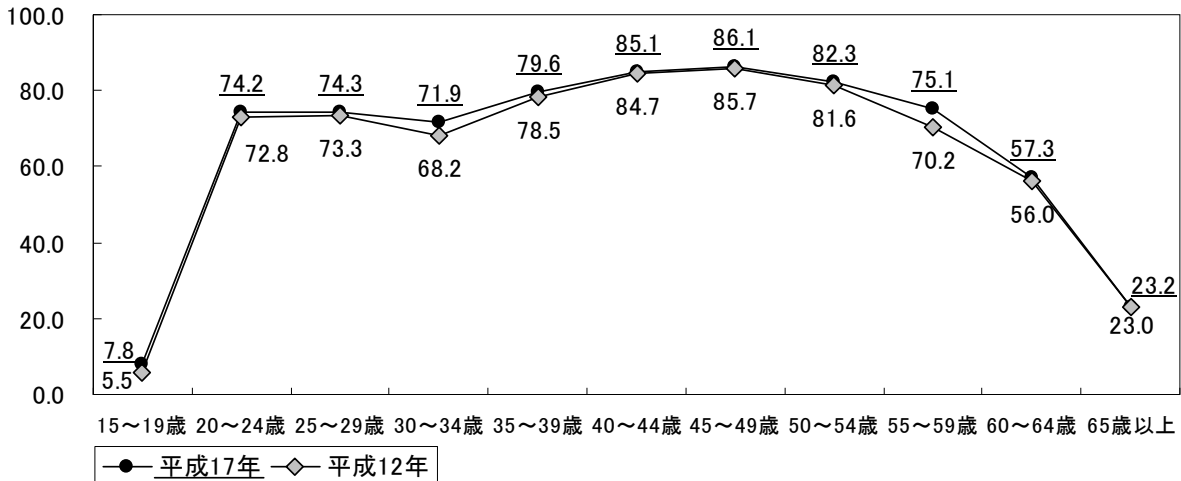
資料：国勢調査（各年10月1日）

③女性の年齢階級別就業率*の動向

女性の年齢階級別就業率*をみると、平成12年から平成17年の5年間は、30歳代前半や50歳代後半において、就業率*が若干増加していますが、他の年齢階級は大きな変化はありません。

30歳代後半の就業率*の増加については、女性の社会進出が進んでいることと、この年齢階級で未婚率が増加している、つまり晩婚化*や未婚化*が要因と考えられます。

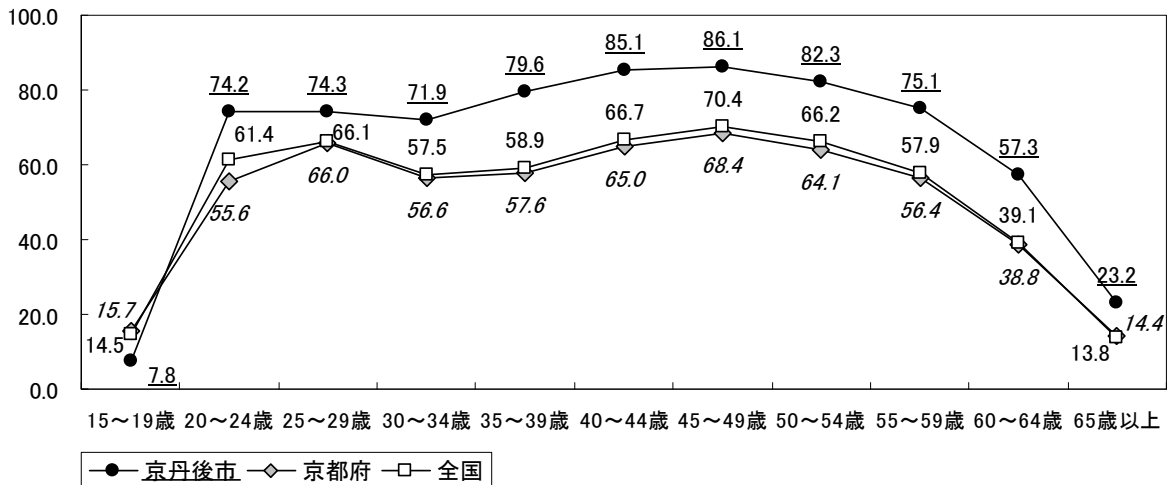
【女性の年齢階級別就業率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

平成17年の女性の年齢別就業率*を京都府や全国と比較すると、全ての年齢階級で京都府や全国を大きく上回っています。

【女性の年齢階級別就業率の全国・京都府との比較（平成17年）】

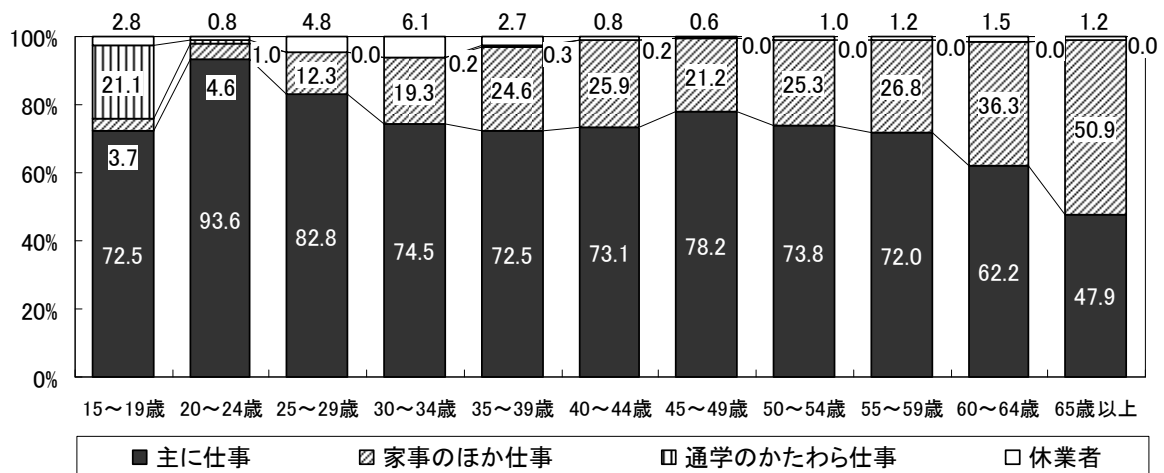


資料：国勢調査（平成17年10月1日）

④就業女性の年齢階級別の就業状態

就業している女性の年齢階級別の就業状態をみると、「主に仕事（勤め先や自営業等の仕事をしている場合）」については、20 歳代前半で9割を超えています。一方、「家事のほか仕事（主に家事をしてそのかわら仕事をしている場合、パートやアルバイト等）」は、出生率が高い20 歳代後半から30 歳代前半にかけて増加しています。

【就業女性の年齢階級別就業状態（平成 17 年）】

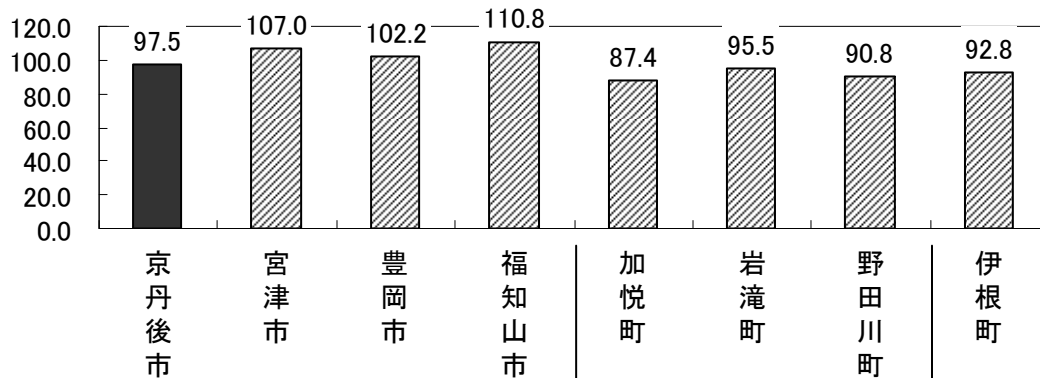


資料：国勢調査（平成 17 年 10 月 1 日）

⑤昼間人口※比率の状況

平成 17 年の昼間人口※比率は 97.5%となっており、流出人口※が流入人口※をわずかに上回っている状態にあります。近隣市町と比較すると、市部では最も低い値になっています。

【昼間人口比率の近隣市町との比較（平成 17 年）】



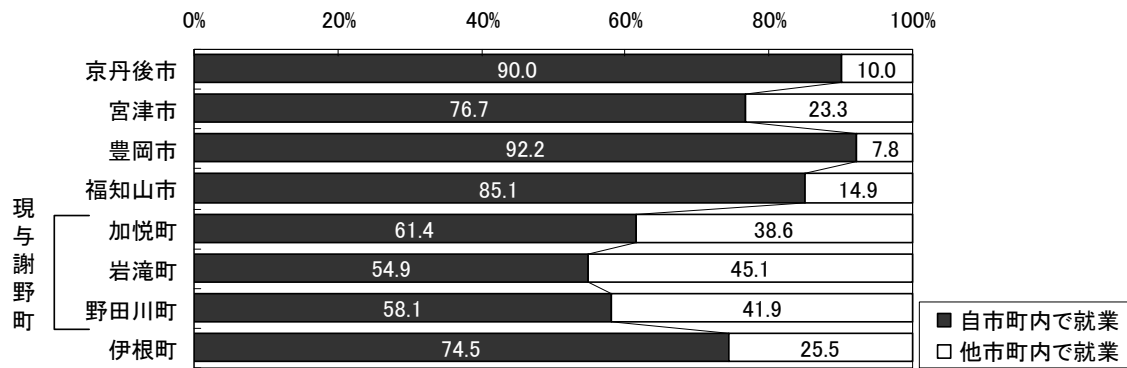
資料：国勢調査（平成 17 年 10 月 1 日）

現与謝野町

⑥就業者の従業地

市内に在住している就業者（15歳以上）の従業地についてみると、就業者の9割が市内において就業しています。近隣市町と比較すると、自市町内で就業する人の割合は、豊岡市を除くすべての市町を上回っています。

【15歳以上の就業者の従業地構成（平成17年）】

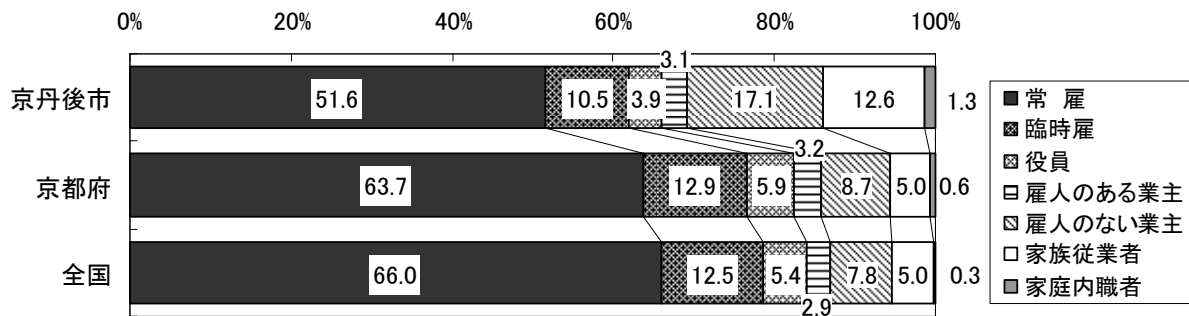


資料：国勢調査（平成17年10月1日）

⑦就業者の従業上の地位

市内に在住している就業者（15歳以上）の従業上の地位についてみると、「常雇」が51.6%で最も多く、「雇人のない業主」（17.1%）、「家族従業者」（12.6%）が続きます。京都府や全国と比較すると、「常雇」は全国（66.7%）や京都府（63.7%）を大きく下回っており、逆に「雇人のない業主」や「家族従業者」は大きく上回っています。

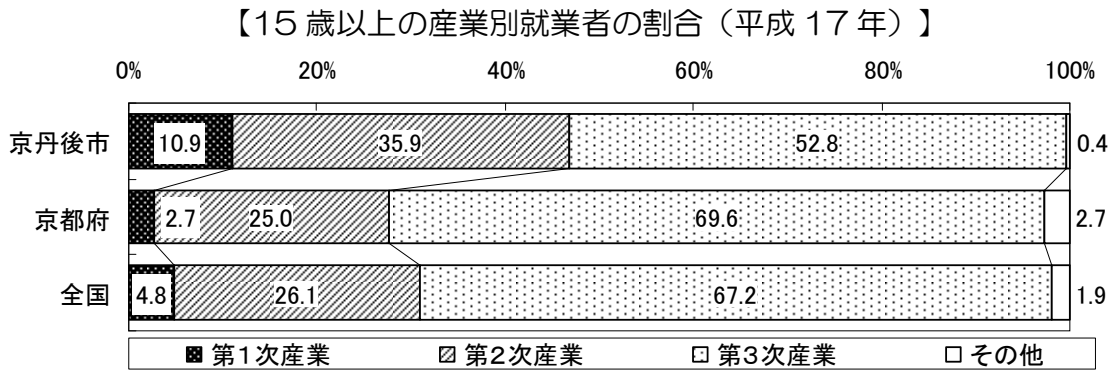
【15歳以上の就業者の従業上の地位（平成17年）】



資料：国勢調査（平成17年10月1日）

⑧産業別就業者の割合

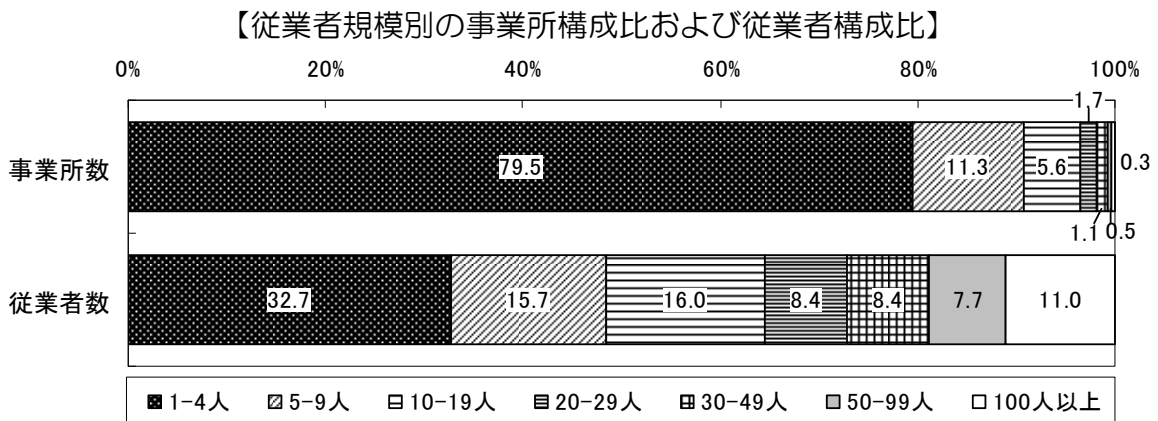
産業別就業者の割合についてみると、第3次産業*が52.8%で最も多くなっています。京都府や全国と比較すると、第3次産業*は全国（67.2%）や京都府（69.6%）を下回っており、逆に第1次産業*や第2次産業*は上回っています。



資料：国勢調査（平成17年10月1日）

⑨市内事業所の状況

従業員規模別の事業所構成比をみると、従業員1～4人の事業所が約8割を占めており、100人以上の事業所は0.3%となっています。一方、従業者構成比をみると、従業員30人未満の事業所の従業者が約7割を占め、100人以上の事業所の従業者は1割程度となっています。



	1-4人	5-9人	10-19人	20-29人	30-49人	50-99人	100人以上
事業所数(事業所)	4,293	608	303	91	59	28	15
従業者数(人)	8,244	3,959	4,029	2,115	2,111	1,950	2,782

資料：事業所・企業統計調査（平成18年）

(3) 統計データから見る現状のまとめ

人口の動向：総人口は減少し、緩やかな少子化、急激な高齢化が進行中

- 総人口は減少傾向にあります。
- 少子化は緩やかに、高齢化は急激に進行しています。
- 推計人口は、今後も減少傾向にあり、総人口は、平成 25 年に6万人を割り込み、平成 29 年には総人口が 56,244 人と予測されます。

少子化の動向：合計特殊出生率*は高いが、少子化の要因といわれる晩婚化*や未婚化*が進行中

- 出生数、出生率*はともに減少傾向で、出生率*は府や全国から引き離されていますが、急激な高齢化が大きな要因と考えられます。
- 合計特殊出生率*は減少しているものの、府や全国平均を大きく上回っています。
- 母親の年齢階級別出生率*は、20 歳代前半で減少傾向、30 歳代後半で増加傾向にあり、緩やかに晩産化*が進行しています。
- 未婚率については、男性は 30 歳代後半では増加傾向、女性は 20 歳代後半から増加傾向にあり、晩婚化*や未婚化*が進行しています。

世帯の動向：核家族*化が進行するものの、依然として多世代世帯が多い

- 核家族*世帯が増加しているものの、3 世代世帯は京都府や全国と比較して多くなっています。
- 母子家庭が増加しており、一般世帯*に占めるひとり親家庭の割合も増加しています。
(京都府や全国レベルに近づきつつある)

就労環境の動向：市内で働く人が多く、自営業や家族内従業員の割合が高い

- 就業者の9割が市内で働いています。
- 就業者の5割が常勤雇用、京都府や全国と比較して、雇い人のいない業主や家族内従業員が多くなっています。
- 第1次産業*や第2次産業*に従事する人が、京都府や全国と比較して多くなっています。
- 従業員 100 人以上の事業所で働く従業者は全体の1割程度にとどまっていますが、一般事業主行動計画*の対象事業所枠の拡大（従業員数 301 人以上から 101 人以上に拡大）にともなう職場環境の向上が期待できます。

女性の就労状況：結婚・出産を機に、就業状態は変わるものの、離職する人も少ない

- 女性の年齢階級別就業率※は平成 12 年から平成 17 年にかけて大きな変化はなく、京都府や全国を全ての年齢階級で上回っており、M字型カーブ※を示していません。
- 就業女性の就業状態をみると、「主に仕事」は 20 歳代前半で9割ですが、20 歳代後半からは「家事のほか仕事（パート・アルバイト等）」が増加しており、結婚、出産を機に就業状態が変化していることがうかがえます。
- 多世代世帯が多いこと、自営業や家族内従業者の割合が高いこと、さらに保育サービスの充実などが、女性の就業率※が高いことの要因として考えられます。

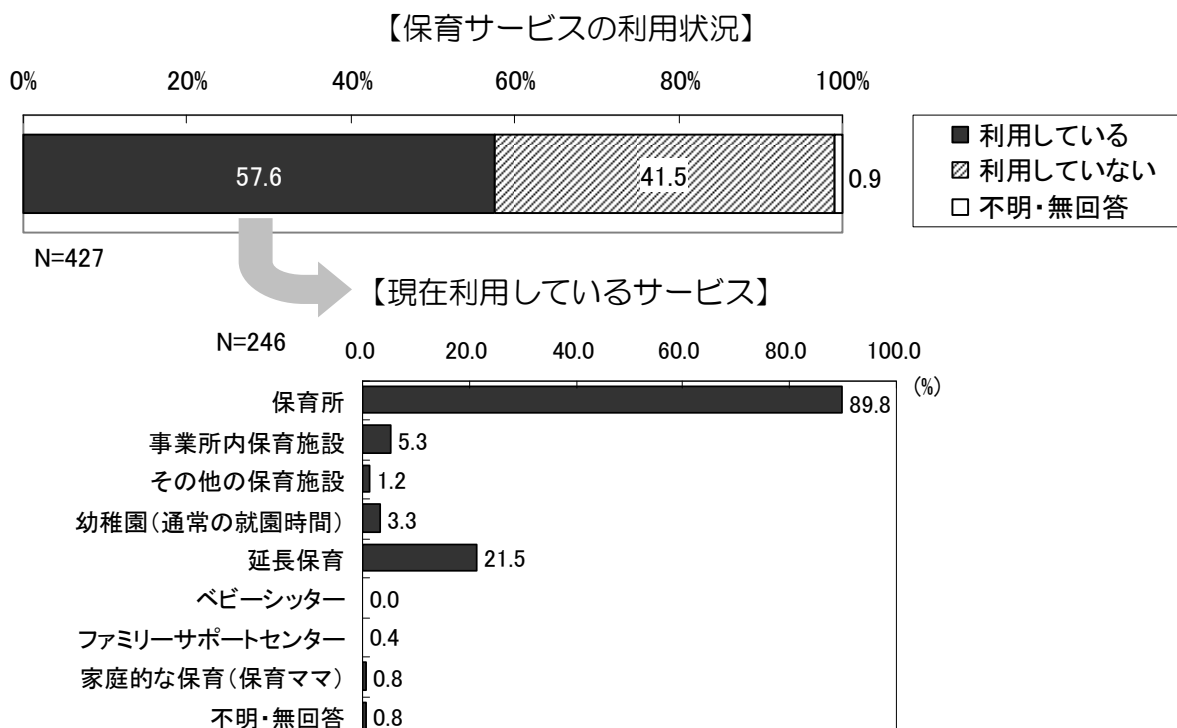
2. アンケート結果から見る子育て家庭の意識と動向

子育て家庭の意識や動向などを「次世代育成支援対策行動計画^{*}に関する意識調査」の結果から整理します。

	就学前児童調査	就学児童調査
調査対象	平成20年10月1日現在、京丹後市に在住の小学校就学前のお子さんのいる950世帯を無作為抽出	平成20年10月1日現在、京丹後市に在住の小学1～3年生のお子さんのいる550世帯を無作為抽出
対象数	950人	550人
調査期間	平成20年11月14日から12月1日まで	
調査方法	調査票による保護者記入方式、郵送配布・郵送回収による郵便調査方法	
有効回収数	427部	251部
有効回収率	44.9%	45.6%

(1) 保育サービスの利用状況（就学前児童保護者）

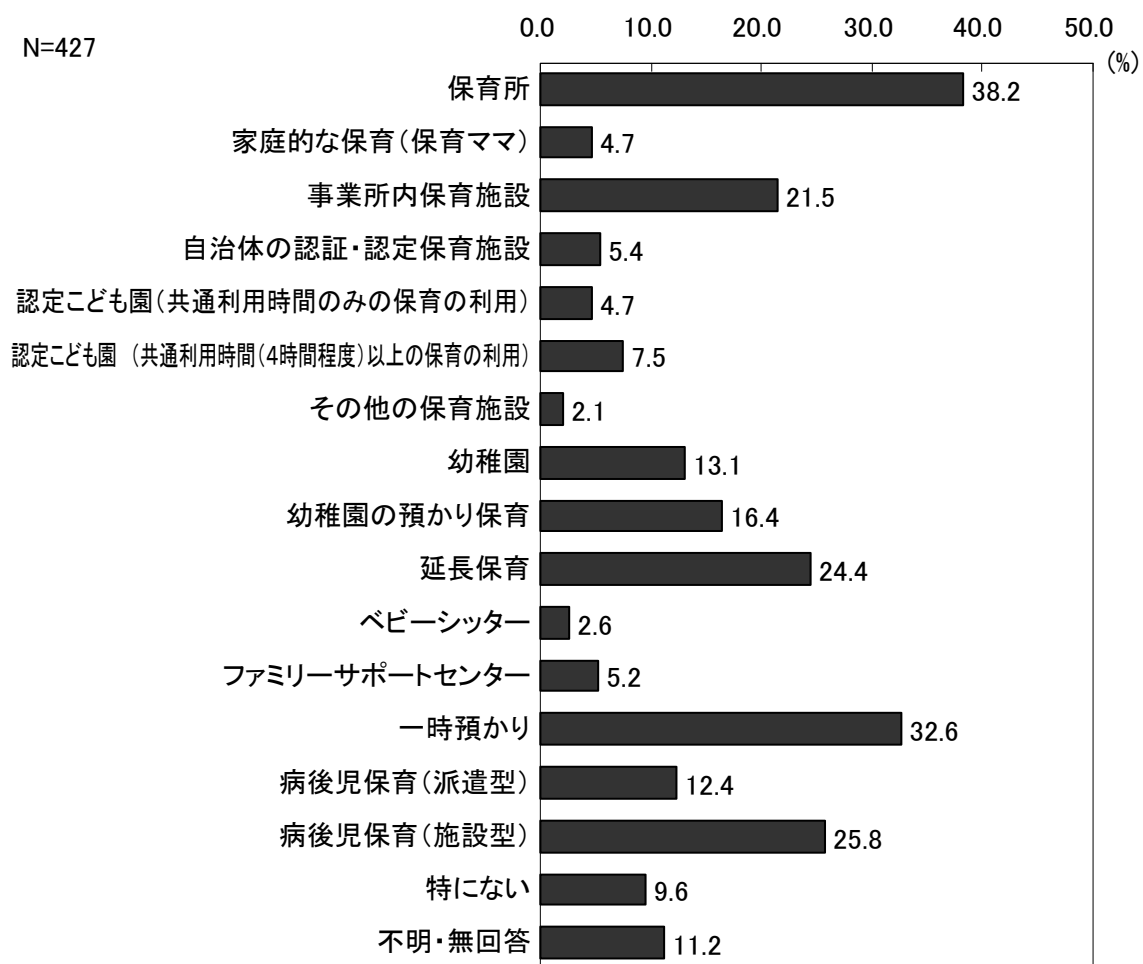
保育サービスの利用の有無についてみると、「利用している」が57.6%、「利用していない」が41.5%となっています。また、現在利用しているサービスについては、「保育所」が89.8%と最も多く、次いで「延長保育^{*}」が21.5%となっています。



(2) 利用したい・不足している保育サービス（就学前児童保護者）

利用したいサービス・不足しているサービスについてみると、「保育所」が38.2%と最も多く、「一時預かり※」（32.6%）、「病後児保育※（施設型）」（25.8%）がつづいています。

【利用したい保育サービス・不足している保育サービス】

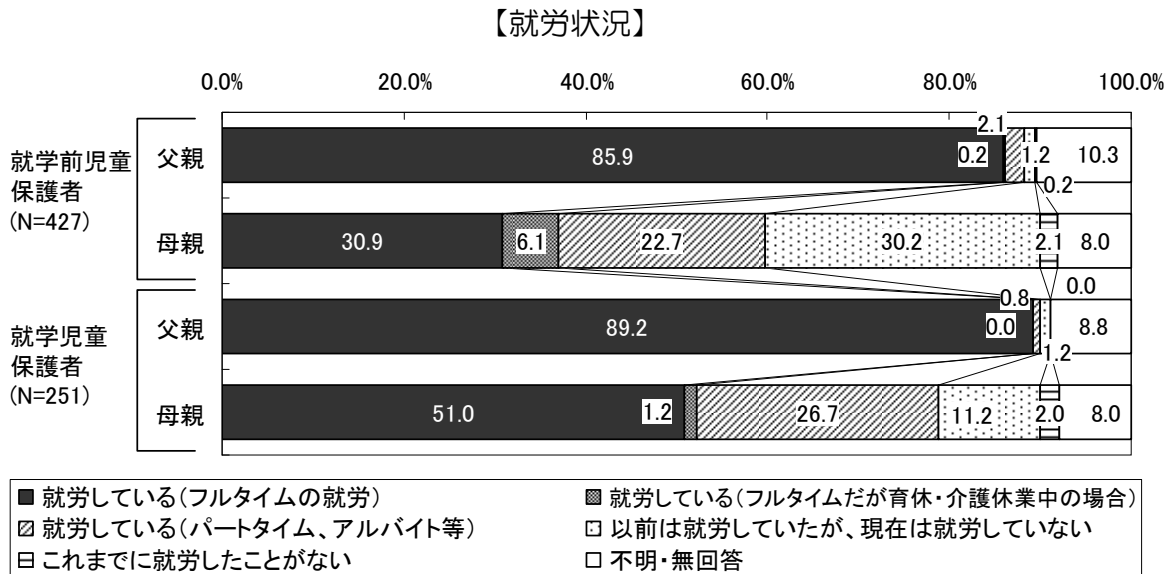


(3) 就労状況等

①就労状況

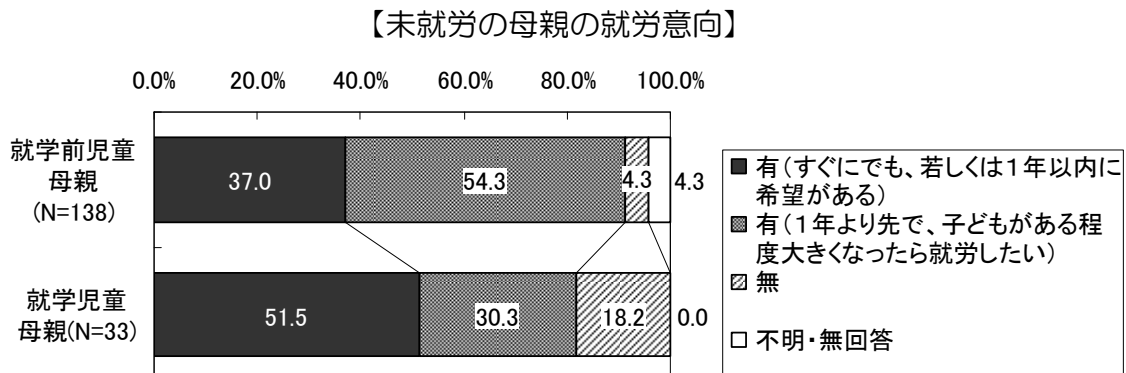
就労状況についてみると、就学前児童および就学児童の父母ともに「就労している（フルタイムの就労）」が最も多くなっていますが、父親が母親を大きく上回っています。

また、就学前児童の母親および就学児童の母親ともに、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」は2割台となっています。さらに、就学前児童の母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が3割となっています。



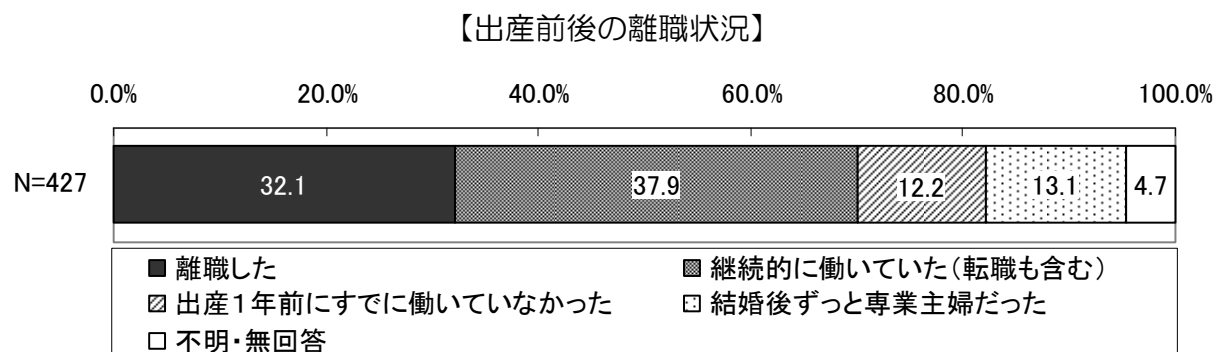
②未就労の母親の就労意向

未就労の母親の就労意向についてみると、就学前児童の母親では「有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」、「就学児童の母親では「有（すぐにでも、若しくは1年以内に希望がある）」が最も多くなっており、就学児童の母親で早期の就労を希望する人が多いことがわかります。



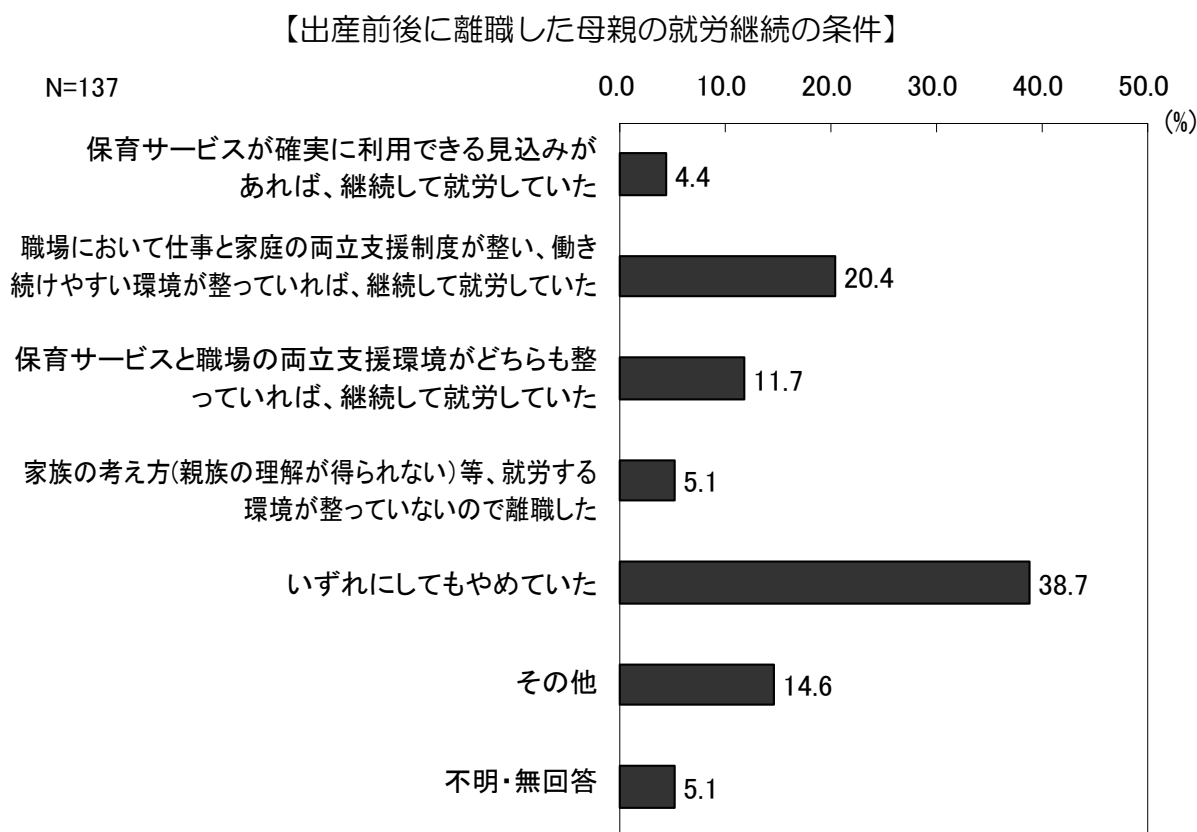
③出産前後の離職状況（就学前児童の母親）

出産前後の離職状況についてみると、「継続的に働いていた(転職も含む)」が37.9%と最も多く、次いで「離職した」が32.1%となっています。



④出産前後に離職した母親の就労の継続条件（就学前児童の母親）

仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続したかについてみると、「いずれにしてもやめていた」が38.7%と最も多く、次いで「職場において育児休業制度*等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた」が20.4%となっています。



(4) 子育てサービスの認知度・利用意向（就学前児童保護者）

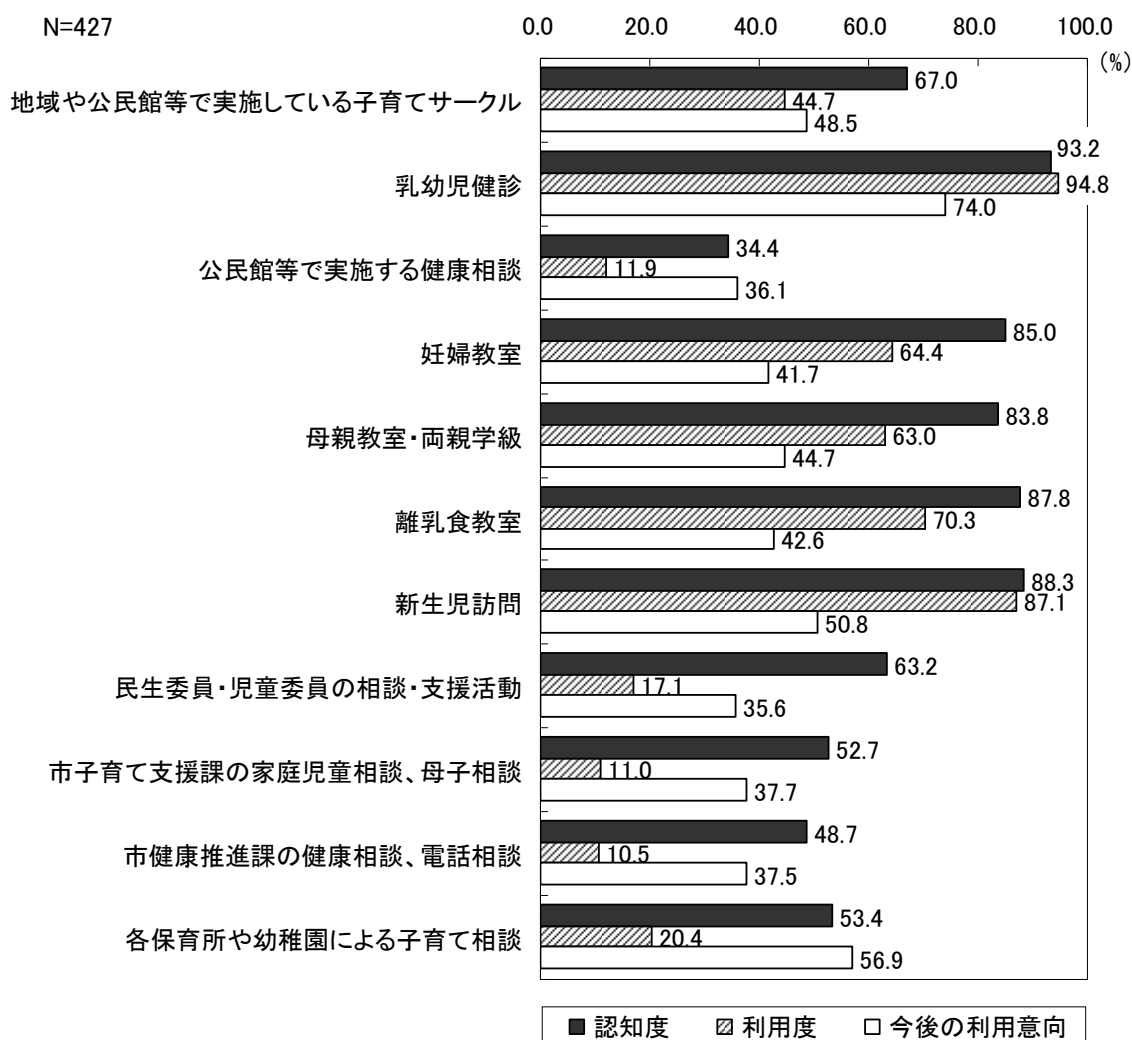
認知度についてみると、「乳幼児健診」が93.2%で最も高く、「新生児訪問」(88.3%)、「離乳食教室」(87.8%)が続いています。

利用度についてみると、「乳幼児健診」が94.8%で最も高く、「新生児訪問」(87.1%)、「離乳食教室」(70.3%)が続いています。

今後の利用意向についてみると、「乳幼児健診」が74.0%で最も高く、「各保育所や幼稚園による子育て相談」(56.9%)、「新生児訪問」(50.8%)が続いています。

全体では、「乳幼児健診」や「新生児訪問」「離乳食教室」など母子保健サービスの認知度や利用度、利用意向が高くなっています。

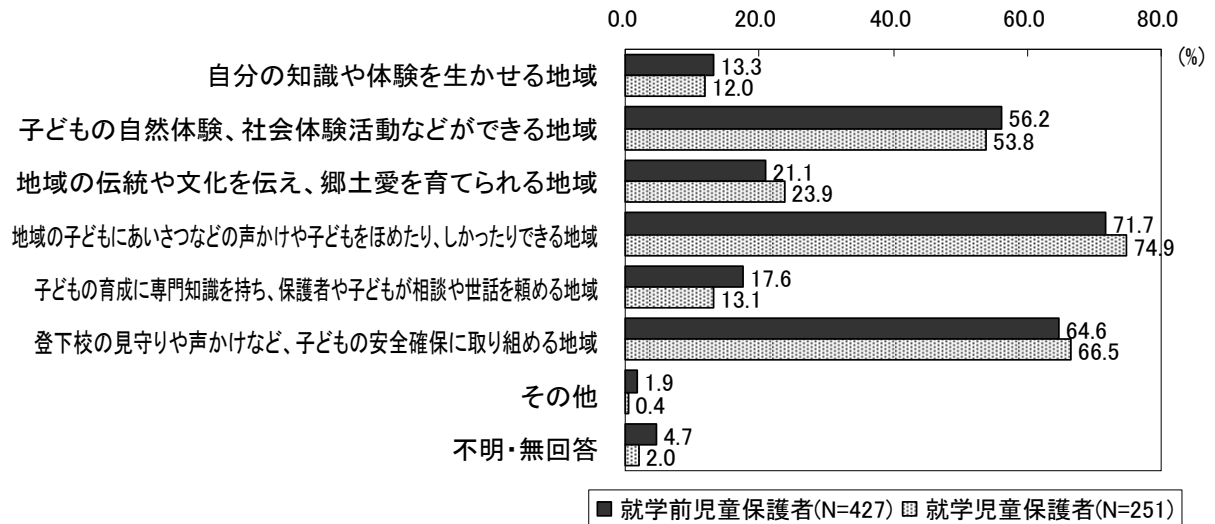
【子育てサービスの利用度、利用度、利用意向】



(5) 子どもの育成支援に必要な地域のあり方

子どもの育成を支援するために必要な地域のあり方についてみると、就学前児童保護者および就学児童保護者ともに、「地域の子どもにあいさつなどの声かけや子どもをほめたり、しかったりできる地域」が7割程度で最も多く、次いで「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める地域」となっています。

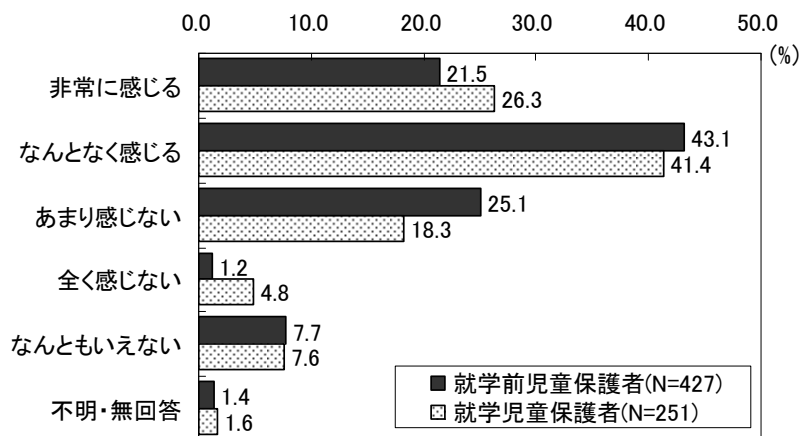
【子どもの育成支援に必要な地域のあり方】



(6) 子育ての不安と悩みについて

子育てに関する不安感や負担などについてみると、就学前児童保護者および就学児童保護者ともに、「非常に感じる」「なんとなく感じる」を合わせた『感じる』が6割台、「あまり感じない」「全く感じない」を合わせた『感じない』が2割台となっています。

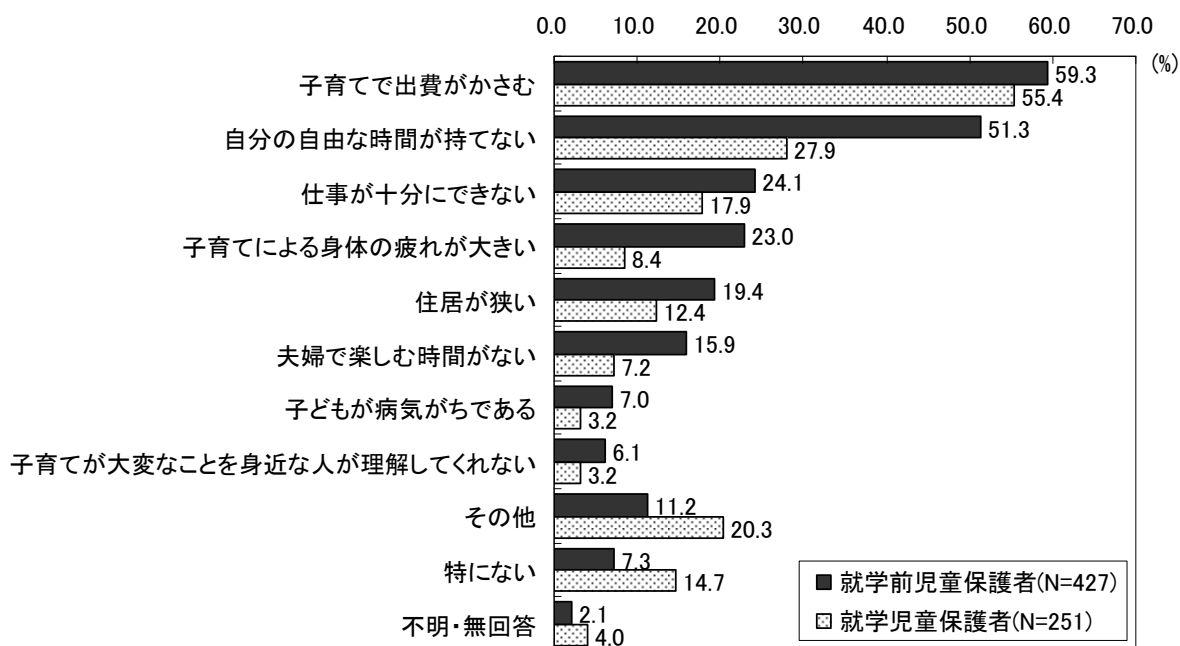
【子育ての不安と悩みについて】



(7) 子育てで特に不安に思っていること

子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることについてみると、就学前児童保護者および就学児童保護者ともに、「子育てで出費がかさむ」が5割後半で最も多く、「自分の自由な時間が持てない」が続いていますが、就学前児童保護者では51.3%、就学児童保護者では27.9%と大きな差が生じています。

【子育てで特に不安に思っていること】

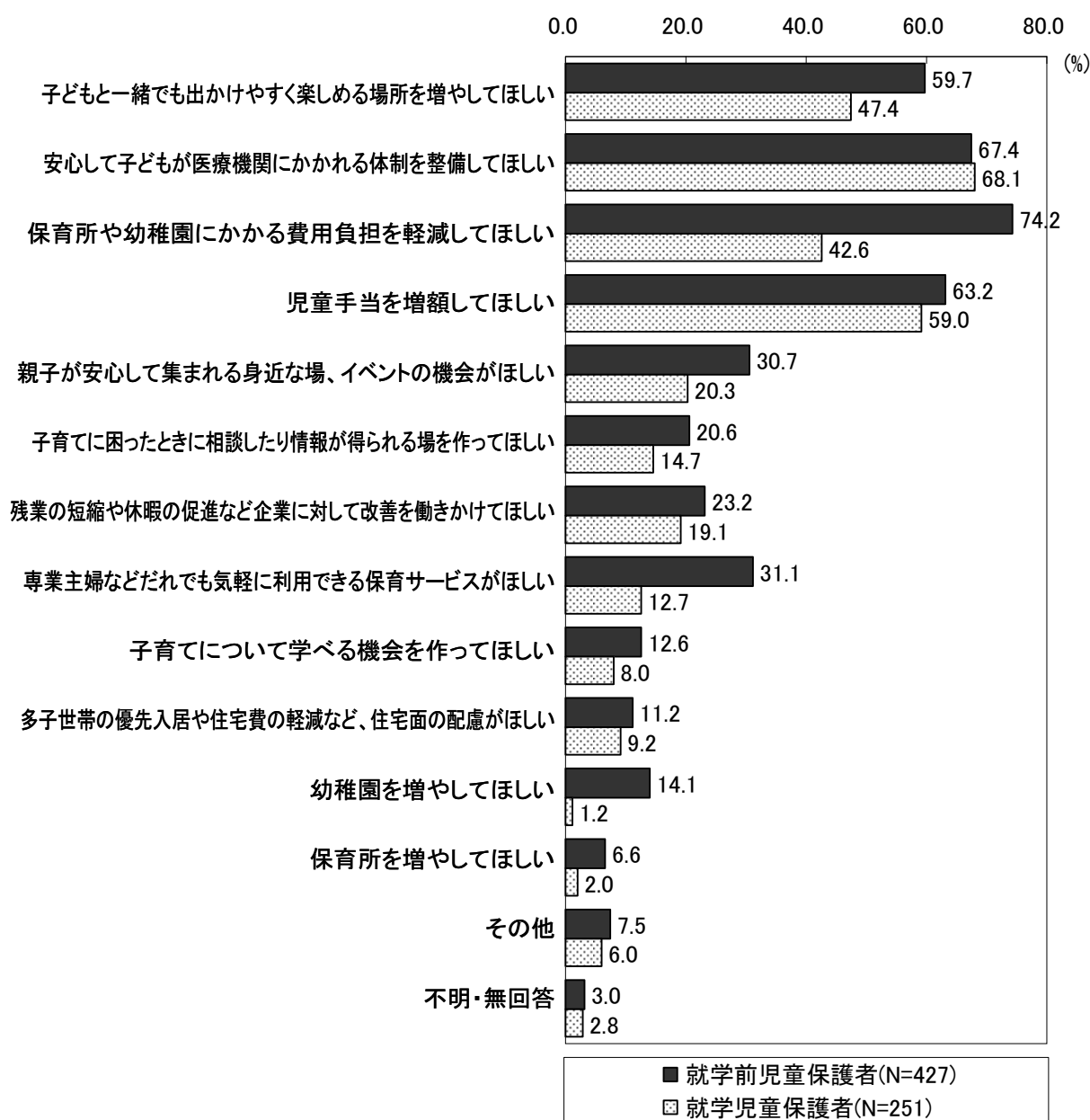


(8) 市に充実を図って欲しい子育て支援

市に対して子育て支援の充実に関して期待していることについてみると、就学前児童保護者では「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が74.2%と最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が67.4%となっています。

一方、就学児童保護者では「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が68.1%と最も多く、次いで「児童手当を増額してほしい」が59.0%となっています。

【市に充実を図って欲しい子育て支援】



3. 子育て支援施策等の状況と課題（前期計画の振り返り）

次世代育成支援対策行動計画※（前期計画）の施策体系に沿って、子育て支援施策等の状況や課題などを整理します。

前期計画施策体系

施策目標	推進方向
1 子どもが生まれ育つ環境の整備	①次代の親づくり ②男女共同の子育て環境づくり支援 ③子育て家庭への経済的支援
2 子どもが心豊かに成長できる環境の整備	①交流の場づくり ②健やかな身体づくり ③文化活動の場づくり ④自然を活かした活動の充実
3 子どもの心身の健やかな成長支援	①教育環境の整備 ②就学前教育の充実 ③障害児等への支援策の充実 ④母子の健康づくり支援 ⑤母と子どもへの医療体制の充実 ⑥思春期の保健対策の充実 ⑦食育事業の推進
4 地域における子育てへの相談・支援体制の整備	①子育てに関する相談体制の整備充実 ②子育て家庭への支援体制の整備 ③子育てに関する情報提供の推進 ④地域の子育て支援ネットワークづくり ⑤ひとり親家庭の自立支援
5 子育てと仕事の両立支援	①多様なニーズに対応できる保育サービスの整備 ②放課後児童対策の充実
6 子どもの心身の保護	①人権教育の推進 ②児童虐待防止の推進 ③いじめや不登校への対策の充実
7 子どもが安心・安全に生活できる環境づくり	①安心して子育てができる生活環境の整備 ②子どもの安全が確保されたまちづくりの推進

1 子どもが生まれて育つ環境の整備

主な施策等の状況

- 平成 18 年 3 月に「京丹後市男女共同参画計画（デュエットプラン 21）」を策定し、男女共同参画社会*の意識と行動の啓発のための取り組みを進めています。
- 育児休業の取得促進などにむけ、企業への啓発や協力要請に努めています。
- 子育てや出産、妊娠時にかかる費用の助成、乳幼児・児童医療の助成や不妊治療への給付、就学等の補助など、各分野における経済的支援を進めています。

アンケートなどから見た状況（◆は次世代育成支援対策行動計画に関する意識調査結果）

- ◆出産前後に離職した母親のうち、職場の環境等が整備されていたら就労を継続していたとする人は 20.4%となっており、保育サービス等が整備されていたら就労を継続していた人（4.4%）を上回っています。（職場および保育サービスのどちらも整備されていたら就労を継続していた人は 11.7%）
- ◆少子化対策について、「職場での仕事と子育ての両立のための取組みの充実」が重要であると考えている人が多くなっています。
- ◎ひとり親家庭では、子育て支援策として、職場の環境整備を求める声が多くなっています。（ひとり親家庭等の実態調査（平成 20 年））
- ◆育児休業制度*の利用度については、就労している母親が 48.0%、就労している父親が 0.5%となっています。
- ◆父親の子育てへの参加は若干増加しています。
- ◎「男女共同参画*」の取組みは必要性が低いと考える市民、特に女性が多い状態にあります。（市の仕事「満足度」調査（平成 20 年））
- ◆子育てをする上で経済的な負担感が大きく増加するとともに、子育てに対する経済的な支援へのニーズも増加しています。また、少子化対策のためにも、子育て等にかかる経済的負担の軽減のための取組みを充実するべきと考える人が6割程度となっています。

今後の課題

- 育児休業制度^{*}の導入や取得しやすい、また出産後も働き続けやすい環境づくりなど、子育てと仕事の両立のための職場における環境整備が求められているなかで、行政はもとより、地域の企業や子育て支援を行う機関・団体などが密接に連携・協力して、地域の実情に応じた取り組みを検討・推進する必要があります。
- 男女が協力して子育てに参加するためにも、男女共同参画^{*}社会の意識と行動の啓発を継続的に進めていく必要があります。
- 男性の育児への参加は若干増加していますが、子育てと仕事の両立に向けて、さらに男性の育児への参加を高めるため、父親教室や父親サークルなどの男性自身への働きかけを可能にする仕組みづくりを検討する必要があります。
- 子育てに対する経済的な支援へのニーズが高まっており、引き続き、各種助成、補助等を進めるとともに、併せて、それら支援策の周知を図る必要があります。また、利用対象者のニーズや今日の社会動向等を勘案し、支援策の内容等に関する検討を適宜進め、充実を図る必要があります。

2 子どもが心豊かに成長できる環境の整備

主な施策等の状況

- 各保育所などにおいて、異年齢児交流保育や高齢者とのふれあい事業、運動遊びなどの先駆的な取り組みを進めています。また、小中学校などでは、学校と家庭、地域との連携を深め、学習活動や社会奉仕活動、自然体験活動など実施し、豊かな人間性の育成に努めています。
- 地域の大人の協力を得て様々な体験活動や地域住民との交流活動などを行なう「地域子ども教室」を実施しています。また、地域を拠点とした様々な自然体験活動や郷土文化の学習、創作体験事業などの異年齢間の集団活動などの体験事業を実施しています。
- 平成 20 年 3 月に「京丹后市スポーツ振興計画」を策定し、子どものスポーツの充実に関する取り組みやスポーツ・レクリエーション施設等の充実を進めています。
- 図書館システム統合事業を進めることで図書館サービスの向上を図るとともに、平成 20 年 3 月に「京丹后市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもが読書に親しめる環境の整備・充実を図っています。

アンケートなどから見た状況（◆は次世代育成支援対策行動計画に関する意識調査結果）

- ◆子どもの育成支援のために必要な地域のあり方として、「地域の子どもにあいさつなどの声かけや子どもをほめたり、しかったりできる地域」「子どもの安全確保に取り組める地域」「自然体験、社会体験活動などができる地域」が上位に入っており、子どもをもつ家庭において、地域の大人と子どもの活発なコミュニケーションや自然体験などの場へのニーズが高くなっています。

今後の課題

- 地域で遊びやスポーツ、文化活動、地域活動などをおして仲間づくりができる交流の場づくりについてのニーズが依然として高いことから、今後も既存の様々な取り組みを効果的・効率的に進めるとともに、地域住民の協力を得ながら、地域特性に応じて、地域が子育てに積極的に関与していける場や環境づくりに努める必要があります。

3 子どもの心身の健やかな成長支援

主な施策等の状況

- 小中学校において、学校教育施設の整備・充実や学校の情報化、学力の向上に関する取り組みを進めています。
- 小中学校において、介護職員*を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒の学習環境を整備するとともに、心の教室相談員*を配置し、児童生徒等の悩みやストレスを和らげ解消できる体制を整備しています。
- 介護職員*や心の教室相談員*などのスクールサポーターの配置を進めています。
- 学校の求めに応じて、学習支援や部活動の支援、学校環境整備、子どもたちの安全確保などの支援活動を行う学校支援ボランティアを地域住民から募り、地域全体で学校教育を支援する連携体制の構築を図っています。
- 障害のある子どもを対象とする障害福祉サービスの充実を図るとともに、障害のある子どもをもつ家庭への経済的支援を進めています。
- 妊婦健診や乳幼児健診、相談・訪問活動、子育て等に関する各種講座などを実施し、妊娠、出産、子育ての各ステージでの母子の健康づくり支援に努めています。
- 平成19年3月に「京丹後市健康増進計画」を策定し、「栄養・食生活」「歯の健康」「身体活動・運動」「こころの健康づくり」「たばこ」「アルコール」などの分野毎に各ライフステージに応じた健康づくりの取り組みを進めています。
- 保育所、幼稚園、小中学校において、食育に関する様々な活動を進めています。

アンケートなどから見た状況（◆は次世代育成支援対策行動計画に関する意識調査結果）

- ◆乳幼児健診の認知度は93.2%、利用度は94.8%、新生児訪問の認知度は88.3%、利用度は87.1%、さらに、妊婦教室、母親・両親教室、離乳食教室についても認知度は8割台、利用度は6～7割台となっており、健康づくり支援に関する事業は認知度、利用度ともに高くなっています。
 - ◆充実して欲しい子育て支援策として、「医療体制の整備」が上位（小学生保護者で68.1%（1位）、就学前児童保護者で67.4%（2位））に入っており、また、前回調査においても「医療体制の整備」は52.4%で上位に入っていることから、医療体制の整備を求める声が多くなっています。
- ◎必要性の高い事業として「休日の救急患者への診療」（1位）や「母子の健康支援」（3位）が上位を占めており、市民のなかで、安心して子どもを産み育てるための健康支援へのニーズが高い状態にあります。（市の仕事「満足度」調査（平成20年））

今後の課題

- 引き続き、ハードとソフトの両面から教育環境の整備・充実につとめるとともに、保育所、幼稚園、学校と地域とのパートナーシップの強化に努め、子どもたちが安心・安全に遊び、学習できる環境づくりや体制づくりをさらに進める必要があります。
- 今後も、障害のある子どもをもつ家庭のニーズなどを把握し、障害のある子どもの保育環境・教育環境、地域での療育^{*}環境の充実を図るとともに、発達障害^{*}のある子どもの早期発見、早期療育支援などに取り組む必要があります。
- 安心して子どもを生み育てるための健康支援や、医療体制の整備などへのニーズが高まっており、健康づくり支援に関する各種取り組みを進めるとともに、さらなる認知度・利用度のアップを目指した周知・啓発も併せて図る必要があります。また、様々な関係機関と密接な連携を図り、小児医療や周産期医療^{*}の充実に努めることが重要です。

4 地域における子育てへの相談・支援体制の整備

主な施策等の状況

- 子育てに関する相談や発達に関する相談、教育に関する相談、女性に関する相談などの相談体制を整備・充実を図っています。
- 地域子育て支援センター※（市内6ヶ所）や子育てサポートセンター※（市内3ヶ所）を開設し、地域における子育てを支援する取り組みを進めています。また、ファミリーサポートセンター※事業を平成19年12月から開始し、育児の援助を受けたい方と援助を行ないたい方を会員として登録して、育児に関する援助活動の促進に努めています。
- 公民館などにおいて、子育て講座や親子ふれあい教室などの講座や体験事業を実施しています。
- 子育て家庭の多様なニーズに対応するため、一時預かり保育※やショートステイ※などのサービスを拡充していますが、特定保育※やトワイライトステイ※については未実施となっています。
- 子育てに関する各種情報を掲載した情報誌「きょうたんご子育て応援ハンドブック キッズナビ」を発行するとともに、インターネットにて同様の情報を公開しています。
- ひとり親家庭への経済的支援や制度的支援に努めるとともに、平成21年4月に「京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等を取り巻く状況や課題を整理し、これまでの対策を継続しつつ、ひとり親家庭等の自立支援を進めています。

アンケートなどから見た状況（◆は次世代育成支援対策行動計画に関する意識調査結果）

相談体制等について

- ◆各種相談の認知度は3～5割台、利用度は1～2割、ただし今後の利用意向は3～5割台となっています。
 - ◆妊娠中や出産後に精神が不安定になったことがある人は5割強となっています。また、子育てに関する不安感や負担感を持つ人は増加しています。さらに、「非常に負担感を持つ人」は前回調査から2倍程度増加しています。
- ◎ひとり親家庭で、子どもの養育について不安に思う家庭の割合をみると、母子家庭で9割、父子家庭で7割と大変高い割合となっています。（ひとり親家庭等の実態調査（平成20年））
- ◆子育てに関する悩みや不安の相談先について、配偶者や親族、隣近所の人、知人、友人等身近な人が上位を占めていますが、割合は少ないものの「相談相手がいない」という人も

おり、若干増加しています。

◎ひとり親家庭の相談相手について、親族や知人・隣人が上位を占めますが、「相談相手がいない」とする家庭は、母子家庭で9.6%、父子家庭で16.1%と目立っています。（ひとり親家庭等の実態調査（平成20年））

支援体制等について

- ◆ファミリーサポートセンター*については、認知度は6～7割を占めていますが、利用度は就学前児童保護者で0.7%、小学生保護者では0.0%となっており、ファミリーサポートセンター自体は知っているものの、サービス内容については十分知らない人が多い可能性があります。
- ◆一時預かり保育*やショートステイ*などについても、顕在的・潜在的なニーズがあります。
- ◆妊娠中や出産後に特にサポートして欲しいこととして「子育て中の人との交流」が最も多くなっており、妊婦もしくは母親同士の交流を求められています。
- ◆地域や公民館等での子育てサークル*の認知度は67.0%、利用度は44.7%、今後の利用意向は48.5%となっています。
- ◆子育てサークル*への参加率は増加し、現在不参加で今後参加したい人も依然として多い状態です。

情報提供等について

- ◆子育て情報の入手先としては、隣近所の人、地域の知人、友人、親族などが上位を占め、保育所、幼稚園、学校が続いています。一方、割合は低いものの、子育て情報の入手先がない人は減少し、入手手段がわからない人は増加しています。
- ◆子育て情報の入手先として、市広報やパンフレットが増加しており、インターネットも同様に増加していることから、子育ての情報源として、市広報やパンフレット、インターネットが浸透していることがうかがえます。

ひとり親家庭の自立支援等について（ひとり親家庭等の実態調査（平成20年））

- ◎母子寡婦福祉会の認知度は64.3%、入会率は17.4%、入会希望は13.9%となっています。
- ◎父子会の認知度は46.4%、入会率は7.1%、入会希望は26.8%となっています。
- ◎母子家庭等日常生活支援事業についてみると、母子家庭では認知度が44.3%、利用度は3.9%、父子家庭では認知度が21.4%、利用度は1.8%となっており、ひとり親家庭では、支援策全般に対する認知度が低い状態になっています。

今後の課題

- 子育てに不安感や負担感を持つ人が増加しており、相談相手がないとする人も全体では割合が低いものの増加しています。また、ひとり親家庭では相談相手がないとする人が多くなっており、地域に展開している様々な相談機会の積極的な周知が非常に大きな課題となっています。また、子育て世代が身近なところで気軽に相談できる体制や緊急時に相談できる体制の整備・充実とともに、相談が必要な人と相談窓口をつなぐ機能の構築などが必要となっています。
- 子育て家庭の顕在的・潜在的なニーズを把握し、保育サービスを的確に整備する必要があります。また、ファミリーサポートセンター*については、開設して間もないということもあり、サービス内容などが十分知られていない可能性もあることから、積極的な周知啓発によるサービス利用の促進を図る必要があります。
- 妊婦や母親同士の交流意向や地域での子育てサークル*への参加意向が高く、地域における子育て世代の交流の場・機会づくりを積極的に進める必要があります。
- 子育てに関する情報提供については、情報誌の発行やインターネット上での掲載が一定の効果を挙げているものの、必要な人に子育て支援策の情報が届いていないケースも少なからず存在しており、多様な手段や方法、機会を活用した積極的かつ効果的な情報提供・発信の仕組みづくりを進める必要があります。
- 平成21年4月に策定した「京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画」に則り、ひとり親家庭等の自立支援を総合的かつ計画的に進めて行く必要があります。

5 子育てと仕事の両立支援

主な施策等の状況

- 保育所ごとに柔軟な保育サービスの展開や低年齢（3歳児未満）児の受け入れ体制の整備を図るとともに、地域の現状などを踏まえた保育所の適正配置（統廃合）を進めています。
- 親の勤務形態の多様化などに対応するため、延長保育^{*}のサービスを拡充していますが、休日保育^{*}や夜間保育^{*}、病後児保育^{*}については未実施となっています。
- 放課後児童の安全確保と指導内容の充実に向けて、放課後児童クラブ^{*}の拡充を進めています。（平成21年度で市内10ヶ所、定員250名）

アンケートなどから見た状況（◆は次世代育成支援対策行動計画に関する意識調査結果）

保育サービスおよび放課後児童対策について

- ◆保育サービス利用者の利用理由をみると、「現在就労している」が8割を占めています。また、今後利用したいもしくは現在不足している保育サービスとしては、保育所や一時預かり^{*}、病後時保育^{*}（施設型）、延長保育^{*}などが上位を占めており、顕在的・潜在的なニーズがあることがわかります。
 - ◆土曜日の保育希望者は約5割、日曜・祝日の保育希望者は2割強となっており、理由は「仕事のため」がともに6割を占めています。
 - ◆放課後児童クラブ^{*}の利用意向については、来年就学予定の就学前児童の保護者で23.2%となっています。また、放課後児童クラブ^{*}の小学4年生以降で利用意向を持つ小学生保護者は10.4%となっており、その8割は小学6年生までの利用意向を持っています。
- ◎ひとり親家庭の希望する子育て支援策として、特に、母子家庭で、延長保育^{*}や休日保育^{*}、夜間保育^{*}、病後児保育^{*}、放課後児童クラブ^{*}に対するニーズが高くなっています。（ひとり親家庭等の実態調査（平成20年））
- ◆出産前後に離職した母親のうち、保育サービス等が整備されていたら就労を継続していた人は4.4%に留まり、職場の環境等が整備されていたら就労を継続していたとする人（20.4%）を大きく下回っています。（職場および保育サービスのどちらも整備されていたら就労を継続していた人は11.7%）

就労状況や子育てと仕事の両立について

- ◆母親の就業率※は就学前児童の母親で 53.6%、小学生の母親で 77.7%となっており、全国的に母親の就業率※は高い状態にあります。（全国では末子が0～6歳の母親の就業率は 41.8%、7～9歳の母親で 61.4%（2007年、総務省労働力調査））
- ◆未就労の母親の就労意向は就学前児童の母親で 91.5%、小学生の母親で 81.8%となっており、全国的に未就労の母親の就労意向が高い状態にあります。（全国では末子が0～6歳の未就労の母親の就労意向は 35.6%、7～9歳の母親で 35.6%（2007年、総務省労働力調査））
- ◆就労希望のある母親の未就労の理由について、「適当な仕事がない」が就学前児童の母親で 34.9%、小学生の母親で 44.4%と最も多く、「保育サービス等が利用できない」はともに 1割程度に留まっており、現状の労働（雇用）環境が未就労の大きな理由となっています。
- ◆出産前後に離職した母親は 32.1%で、就労している母親の約半数となっています。

今後の課題

- 子育て家庭の顕在的・潜在的なニーズを把握し、子育てと仕事の両立を支援するための保育サービスを的確に整備・充実する必要があります。
- 子育てと仕事を両立するため、職場の環境整備に対するニーズが保育サービス整備に対するニーズを上回る状態にあり、今後は、保育サービスの整備・充実はもとより、地域の企業などと連携・協力を得ながら、ワークライフバランス※（仕事と生活の調和）の実現に向けた働き方の見直しなどを進めていく必要があります。

6 子どもの心身の保護

主な施策等の状況

- 平成21年3月に「京丹後市人権教育・啓発推進計画」を策定し、保育所や幼稚園、学校や地域社会、家庭などあらゆる場を通じた人権教育や啓発の推進に努めています。
- 児童問題に関連機関が連携を深め、協力体制を確保するため、要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けている児童をはじめ、要保護児童の早期発見や適切な支援、未然防止に努めています。
- 小中学校において、スクールカウンセラー*や心の教室相談員*を配置し、児童生徒等の悩みやストレスを和らげ解消できる体制を整備しています。

アンケートなどから見た状況

- ◎子どもの人権が守られるため、今後特に必要なこととして、「子どもが健やかに育つよう、愛情豊かな家庭をつくる」と「家庭、学校、地域の連携を強め、地域社会全体で子どもを育てる」が6割で上位を占めており、家庭や地域全体での取り組みが重要視されています。
(市民の人権に関する意識調査(平成19年))
- ◎周囲で児童虐待などが起きる恐れがある状況を知った場合の対応について、「近隣の人に連絡」が4割、「民生委員・児童委員等に連絡」「警察に連絡」が上位を占めていますが、「かわりたくないのでもししない」という人も3.0%となっています。(地域福祉に関する意識調査(平成17年))
- ◎いじめの予防策として重要だと思うことについては、「家庭での善悪の判断や正義感などを身につける教育」が70.7%で最も高く、「幼児期から、心の教育の推進」がつついていきます。(市民の人権に関する意識調査(平成19年))

今後の課題

- 引き続き、保育所や幼稚園、学校や地域社会、家庭などあらゆる場を通じた人権教育や啓発を推進する必要があります。
- 要保護児童対策地域協議会などの児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、様々な機会を捉えて、虐待の発生予防、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。また、子育てに不安や悩みを抱える保護者に対する相談・支援体制の充実が重要となっています。
- 児童虐待*等に関する市民の認識は必ずしも十分とは言えず、今後も虐待の通報義務など児童虐待*に関する周知・啓発を積極的に進める必要があります。

■いじめや不登校等について、教育相談機能の充実を図り、解消に向けた組織的・継続的な指導体制の確立を図る必要があります。また、早期発見・早期対応に努め、子ども一人ひとりに応じた指導や相談支援を進めることが重要となります。

7 子どもが安心・安全に生活できる環境づくり

主な施策等の状況

- 道路や公共施設、駅周辺などの公共空間のバリアフリー化*を順次進めています。
- 安全・安心なまちづくりを推進するため、市内各所に防犯灯を設置するとともに、自治会が設置する防犯灯への補助を行なっています。
- 各小学校区において、PTAや自治会組織、老人会、有志の方々などの協力の下、ボランティアによる地域防犯活動として、自主防犯パトロール、登下校防犯パトロール、立ち番による見守り活動などの地域防犯活動を積極的に展開しています。
- 子どもの安全確保や被害防止対策の強化を図るため、「京丹後市子ども安心パトロール車（愛称：にこにこカー）」を小学校に配置し、児童生徒の登下校中の安全を見守っています。
- 平成19年2月に「第2次京丹後市交通安全計画」を策定し、道路交通環境の整備や交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保などの取り組みを進めています。

アンケートなどから見た状況（◆は次世代育成支援対策行動計画に関する意識調査結果）

- ◆充実して欲しい子育て支援策については、「子どもと一緒に出かけやすく楽しめる場所の充実」が前回調査と同様に上位に入っており、依然としてニーズが高くなっています。
 - ◆子どもの育成支援のために必要な地域のあり方として、「子どもの安全確保に取り組める地域」が2位に入っており、地域での安全対策へのニーズが高くなっています。
- ◎地域で悩んだり困っている世帯に対して地域住民にできることについては、市民の多くは「安否確認や声かけ」を挙げています。（地域福祉に関する意識調査（平成17年））

今後の課題

- 関係機関や関係団体との連携を深め、既存施設の計画的なバリアフリー化*の促進に努めるとともに、ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れ、道路、公園などのバリアフリー*のまちづくりを推進する必要があります。
- 地域全体で子どもの安全を確保するために、行政、地域、関連機関や関係団体などが連携を強化し、犯罪や交通事故から子どもたちを守る体制を充実し、それらの活動を継続的に進めていく必要があります。また、地域福祉などの取り組みを進め、地域住民の連帯感を育むことで支えあいの意識、防犯意識を高めていくことも重要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では、前期計画において設定した基本理念を継承し、引き続きその実現をめざします。

地域にみんなの笑顔と笑い声があふれる明るい子育てのまち

少子化の進行は子どもたちの成長・発達に障壁となるだけでなく、市の、また地域の将来にとって極めて大きな影響を与えます。このため、本計画にとどまらず、少子化対策については総合計画をはじめとする市の諸計画における重要課題と位置づけ、関係諸機関の連携のもと社会全体での取り組みを進めます。

また、子どもたちの笑顔と笑い声が絶えないまちは、すべての人にとって心温かく、豊かな気持ちで暮らせるまちであり、子どもたちが明るく元気に遊びまわる姿は地域の大人にとっても心和むものです。そのためには、何よりも心豊かな家族としっかりとした家庭を築くことが重要であり、それを支える地域社会と行政の協働によるサポートが保障されるまちでなければならないと考えます。

そのようなまちの実現に向けて、ノーマライゼーション*（誰もが等しく生きる社会の実現）の理念に基づき、子どもたちが明るく安心して暮らしながら、自らの生きる力を育む環境をつくるとともに、すべての家庭が安心して心穏やかに子育てができるような環境づくりを、家庭や地域、関係機関等が連携しながら、社会全体でつくっていかねばなりません。

そして、地域の将来を担っていく子どもたちの幸せを第一に考えるとともに、子どもも地域を支えているひとりの人間として尊重される社会の実現に向け、

- 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり
- 親子が明るく楽しく暮らせるまちづくり
- 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり
- みんなで育てていくやさしい子育てのまちづくり

を進めるものとします。

2. 基本方向

I. 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり

一人ひとりの生活様式・価値観の多様化はもとより、若い世代の社会的自立が難しい社会経済状況やそれに伴う家庭観・結婚観の変化と未婚化^{*}・晩婚化^{*}の進行、子育て世代の不安・負担感の増大などが主な要因となり、本市においても緩やかではありますが確実に少子化が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、家庭の大切さや子どもを生み・育てることの意義に関する教育・啓発を進めるとともに、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う若い世代が、それらの希望を本市で実現できる環境づくりに総合的に取り組み、子どもたちの笑顔が絶えないまちづくりを進めます。

II. 親子が明るく楽しく暮らせるまちづくり

核家族^{*}化の進行や近隣関係の希薄化などに伴い、家庭における子育て力や地域の子育て機能が低下し、子育て家庭が抱える不安感や負担感が増大していますが、子育ての第一義的責任が家庭にあることは変わりません。

こうした状況を踏まえ、地域における各種相談・訪問、支援体制の充実を図るとともに、多様で柔軟な支援や積極的な情報提供を進めます。また、地域において、親子や子育て世代、地域住民が交流できる場や機会づくりを進めます。

さらに、就労形態の多様化による様々なニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、子育てと仕事の調和が実現できる環境づくりを進めます。

Ⅲ. 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり

社会の急激な変化により、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、子ども自身の健やかな成長を阻害する要因も増えています。

こうした状況を踏まえ、子どもが自ら考え、判断する力や豊かな人間性、健康と体力などを備えた、調和のとれた人間として健やかに成長するために、子どもに関わる関係機関・団体等と家庭及び地域が連携し、本市の自然・文化などの地域特性を最大限に活かした環境づくりを進めます。

また、安心して子どもを生み育てるための健康支援や医療体制の整備を求める声が多いなか、母子への保健福祉サービスや医療体制のさらなる充実を図り、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるまちづくりを進めます。

Ⅳ. みんなで育んでいくやさしい子育てのまちづくり

子どもが地域社会の中で健やかに成長していくために、子どもも地域を形成する大切な存在であり、その人権の尊重や権利を守るなど、「子どもの権利条約※」の趣旨の具体化を図っていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、学校、地域等様々な場や機会をとおして、人権に関する教育や啓発活動を推進するとともに、児童虐待※やいじめなど人権侵害の予防、相談、保護などの支援体制を強化します。

また、安全に安心して子育てができるように、子どもや子育て家庭に配慮した環境の整備と事故の防止対策に取り組んでいきます。

さらに、地域で子どもの安全を確保するために、家庭や地域、学校、関係機関・団体等との連携を強化し、犯罪を防止する取り組みを行うなど、子どもの人権が尊重される安心、安全なまちづくりを進めます。

3. 施策目標

1 子どもが生まれ育つ環境の整備・充実

次代を担う若い世代が、この地で住み、子どもを産み・育てたいと思えるような環境の整備や充実を図るため、幅広い分野で総合的な取り組みを進めます。

また、若い世代の家庭観や子育て観についての意識づくりを図るとともに、男女がお互いに尊重され、ともに子育てや家事に参画することができる環境づくりを進めます。

さらに、妊娠・出産・子育て等の各ステージでの子育て家庭等の実態を踏まえた経済的負担の軽減に努めます。

2 子どもが心豊かに成長できる環境の整備・充実

子どもが自主性や社会性を身につけながら成長できる環境の整備や充実を図るため、地域で遊びやスポーツ、文化活動、地域活動、自然を活かした活動などをおして仲間づくりができる交流の場づくりを進めます。

また、子ども同士だけでなく、幅広い世代の地域の人々との交流の場づくりや、地域の人々が子育てに積極的に関与することができる機会・環境づくりを進めます。

3 子どもの心身の健やかな成長支援

次代の担い手である子どもが心豊かに生きる力を伸ばしていくために、学校での教育環境や教育内容の充実、家庭と地域の教育力の向上など、子どもたちの健やかな成長に向けた取り組みを図っていきます。

また、妊娠、出産から乳幼児期の母子の健康支援や医療体制の充実をとおして、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを積極的に進めるとともに、障害児の療育^{*}体制等の充実を図ります。

さらに、食育^{*}の推進や思春期における学校保健の充実などに取り組むことにより、子どもの心身の健康づくりを進めます。

4 子育ての相談・支援体制の整備・充実

増加する子育てへの負担感、不安感の解消を目指して、身近な相談や緊急性・専門性の高い相談などあらゆる相談に対応できるよう、体制の整備・充実、相談窓口等の周知啓発を図ります。

また、地域における子育て力を活用し、交流の場づくりを進めるとともに、子育て支援事業の整備充実と適切な情報提供、関係機関等による子育て支援ネットワークの充実を図ります。

ひとり親家庭に対しては、安心して子育てをしながら就労できるよう、経済的支援や制度的支援の充実とともに、その周知啓発を図ります。

5 子育てと仕事の調和の実現

子育てと仕事の調和の実現に向けて、地域の企業や関係機関・団体等との連携・協力のもと、地域の実情や特性などを踏まえ、地域に根ざしたワークライフバランス*のあり方を模索するとともに、具体的な取り組みを進めます。

併せて、延長保育*、一時預かり保育*、休日保育*、病後時保育*、放課後児童クラブ*などの保育サービスの充実を図り、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

6 子どもの心身の保護

外からは見えにくい児童虐待*やいじめ等の増加、深刻化が子どもの心身の発達に多大な影響を及ぼしていることから、このような問題の早期発見、早期解決、解消をめざします。

また、保育所や幼稚園、学校、地域、家庭などあらゆる場を通じ、人権教育・啓発を推進することで、地域社会全体で子どもたちの健やかな心身の成長を促す取り組みを進めます。

7 子どもが安全・安心して生活できる環境づくり

公共施設等のバリアフリー化^{*}を図り、子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して利用できる安全な生活環境の整備・充実を図ります。

また、家庭や地域、関係機関・団体等の連携を強化し、犯罪や交通事故等の被害から子どもたちを守る活動を展開することで、子どもが安全・安心に生活できる地域づくりを進めます。

4. 計画の体系

基本理念	基本方向	施策目標	推進方向
地域にみんなの笑顔と笑い声があふれる明るい子育てのまち	I 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり II 親子が明るく楽しく暮らせるまちづくり III 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり IV みんなで育んでいくやさしい子育てのまちづくり	1. 子どもが生まれ育つ環境の整備・充実	①次代の親づくり ②男女共同参画の子育て環境づくり ③子育て家庭等の経済的負担の軽減
		2. 子どもが心豊かに成長できる環境の整備・充実	①交流の場づくり ②健やかな身体づくり ③文化活動の充実 ④自然を生かした活動の充実
		3. 子どもの心身の健やかな成長支援	①学校教育環境等の充実 ②家庭や地域の教育力の向上 ③障害児等支援策の充実 ④母子の健康づくり支援 ⑤母子の医療体制の充実 ⑥思春期の保健対策の充実 ⑦食育の推進
		4. 子育てへの相談・支援体制の整備・充実	①子育てに関する相談体制の整備・充実 ②子育て家庭への支援体制の整備・充実 ③子育てに関する情報提供の推進 ④地域での子育て支援のネットワークづくり ⑤ひとり親家庭等の自立支援
		5. 子育てと仕事の調和の実現	①ワークライフバランスの実現のための働き方の見直し ②子育てと仕事の両立のための基盤整備
		6. 子どもの心身の保護	①人権教育の推進 ②児童虐待防止対策の充実 ③いじめや不登校への対策の充実
		7. 子どもが安心・安全に生活ができる環境づくり	①安心して子育てができる生活環境の整備 ②子どもたちを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ③子どもたちの交通安全を確保するための活動の推進

第4章 施策の推進方向

1. 子どもが生まれ育つ環境の整備・充実

①次代の親づくり

■家庭の教育力の向上

次代を担う子どもが自立し、心豊かに成長するため、すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上をめざし、身近な地域における子育てに関する学習や交流機会、情報提供の充実を図るとともに、親子のふれあいを大切にした活動を実施します。

■小中高生等の子育てに関する意識づくり

小中高生等が、保育所での乳幼児とのふれあい等の体験をとおして、家庭の大切さや子どもを生み育てることの喜び、楽しさ、意義を知り、次代の親としての自覚と責任、社会性を育むための取組を展開します。

■若者の就業支援

若者の不安定な収入は、未婚化*の大きな要因と考えられており、経済的安定が結婚・子育ての重要な要素となっていることから、産業振興による雇用機会の創出をめざすとともに、関連機関・団体等との連携を強化し、きめ細やかな就業相談や情報提供などによる若者の就業支援に取り組みます。

②男女共同参画の子育て環境づくり

■男女共同参画社会*の実現

次代を育むにあたって、子育てや家事などの家庭責任を男女がともに担い、支えあうことができる環境づくりをめざし、「京丹後市男女共同参画計画（デュエットプラン21）」（平成18年3月策定）に基づいて、あらゆる機会を通じた意識づくりや情報提供などに取り組みます。

③子育て家庭等の経済的負担の軽減

■生活支援事業の推進

子育て家庭が安心して生活できる環境づくりをめざして、妊娠や出産、子育て等にかかる費用の助成等を行い、子育て家庭等の経済的負担の軽減に努めます。

■医療費補助事業等の推進

子どもの健やかな育成をめざして、乳幼児医療・児童医療の助成や不妊治療への給付などの医療費補助を行います。

■就学等の支援事業の推進

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学等の支援事業の周知を進めるとともに、必要な経済的援助を行うことにより、子どもたちの就学機会を保障します。

■国や京都府の動向を踏まえた経済的支援の検討

子育てに対する経済的支援を望む声が増加するなか、国や京都府の動向を踏まえ、優先度や取り組みの効果などを考慮したうえで、可能な経済的支援について検討します。

2. 子どもが心豊かに成長できる環境の整備・充実

①交流の場づくり

■異世代交流事業の推進

公民館等で実施している子どもを対象とした各種取り組みを効果的に展開するとともに、地域の子ども会活動への参加を図り、年齢の異なる子ども同士や地域住民との交流の場をつくり、社会性を身につけられるよう支援します。

また、子どもたちが協調性や思いやりの心を育めるよう、地域の特性を活かしつつ、地域活動や伝統行事などを通じた様々な世代の地域住民とふれあう機会を提供します。

■社会教育施設*（公民館、図書館など）や公園等の整備

図書館や公民館等における児童室、子どもコーナーなどを設置し、子どもたちの自由な交流の場としての社会教育施設*の整備充実を図ります。

また、子どもたちが安全で安心して遊べる公園や緑地の整備を進め、子どもたちが遊びや友達をとおして自主性や社会性を育む場所の充実を図ります。

■学校施設開放の推進

子どもたちの遊び場や居場所を確保するために、身近な施設である学校の校庭、体育館、特別教室*等の施設の開放に向け、管理運営体制など必要な検討を行ないます。

②健やかな身体づくり

■スポーツ活動の充実と推進

スポーツに親しむことで、子どもたちの主体性や創造性を育み、心身の健康の保持増進を図るため、「京丹後市スポーツ振興計画」（平成20年3月策定）などに基づき、各地域での活動や交流など様々な取り組みを支援します。

また、子どもたちへスポーツの浸透を図るため、スポーツ施設の整備など地域のスポーツ環境の充実を図ります。

■地域での指導者の育成と確保・活用

地域におけるスポーツに関する様々なニーズに応えるため、「京丹後市スポーツ振興計画」などにに基づき、スポーツ指導者、審判員等の各種研修・講習会の実施、スポーツ指導者等の登録や派遣など、スポーツ活動の推進を図る人材の育成及び確保と活用を図ります。

③文化活動の充実

■文化活動に親しむことができる環境づくり

公民館や地域での取り組み及び文化芸術団体の育成・支援などをとおして、子どもたちが様々な文化的な活動に親しみ、交流できる環境づくりに取り組みます。

また、各地に伝承されている郷土芸能や民俗文化を大人から子どもが継承することによって、豊かな人間性の育成や地域との関わりが強まるよう、地域の伝統文化の保存継承を支援します。

■読書活動の促進

子どもの情操教育にとって有効な読書との関わりを促進するために、「京丹後市子どもの読書活動推進計画」（平成20年3月策定）などにに基づき、家庭、学校、地域等において、子どもが積極的に読書をする意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、また読書の習慣を身につけることができるよう、読書に親しめる環境の整備・充実を図ります。

④自然を生かした活動の充実

■自然・環境学習の推進

豊かな自然を次の世代へ継承していけるよう、学校においては、実際に身近な自然に触れ、体験できるような環境を整備し、地球環境に対する意識を育む学習や環境教育の推進に取り組みます。

■自然を活用した体験活動の充実

本市の貴重な自然資源を活かし、地域においては、環境保全活動や学習体験活動などに取り組みめるよう、指導者や担い手の育成を進めるとともに、地域との協働の場づくりを進めることで、活動の充実を図ります。

3. 子どもの心身の健やかな成長支援

①学校教育環境等の充実

■確かな学力の向上

地域や学校の実態を十分に踏まえ、地域の人材の積極的な活用や体験活動などの創意工夫を生かした教育課程を編成・実施します。

また、児童生徒の学力の状況を的確に把握・分析し、学力の充実・向上を目指す授業改善の取組を組織的・計画的に推進することにより、基礎的・基本的な学力を確実に付けさせ、自ら学ぶ意欲、主体的に考え判断する力、豊かに表現する力を育成します。

■豊かな心の育成

生命を大切にする心、他人を思いやる心など豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」として、道徳の時間をはじめとする道徳教育の充実を図るとともに、地域と連携した多様な体験活動や豊かな心を育てる読書活動などを展開します。

また、学校にスクールカウンセラー*や心の教室相談員*を配置するなどして、子どもたちが抱える悩みや不安の解消するための相談支援体制を充実します。

■たくましい身体の育成

特色ある学校体育・スポーツ活動をとおして、体力・運動機能及び競技力の向上を図るとともに、生涯をとおして積極的にスポーツに親しむ習慣、意識等を育成します。

■信頼される学校づくり

各学校においては、積極的な情報提供に努め学校評価を充実するとともに、学校支援ボランティアなど様々な活動をとおして家庭や地域社会との連携・協力を図り、保護者や地域住民に信頼される学校づくりを進めます。また、教職員の研修の充実や教育相談員による支援などをとおして、教職員の資質の向上をめざします。

さらに、安心・安全な学校環境を提供するため、危機管理体制を整備・充実し、教職員の危機意識を高めることで、安全管理の徹底を図るとともに、家庭や地域社会と連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備します。

■就学前教育の充実

人間形成にきわめて重要な乳幼児期において、子どもたちが集団生活の中で遊びや自然体験などを通し、自立と自信をつけることのできる就学前教育の充実を図ります。

また、小学校入学後に安定した学校生活を始めることができるよう、幼児と児童の交流の機会などを設けるなど、保育所・幼稚園と小学校教育の連携を図ります。

さらに、幼保一元化の検討を行い、就学前教育の意義と子育て世代の保育ニーズ等を踏まえた取組を進めます。

②家庭や地域の教育力の向上

■家庭の教育力の向上【再掲】

次代を担う子どもが自立し、心豊かに成長するため、すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上をめざし、身近な地域における子育てに関する学習や交流機会、情報提供の充実を図るとともに、親子のふれあいを大切にした活動を実施します。

■地域の教育力の向上

学校と地域との連携により、地域を拠点とした体験活動や文化・スポーツ活動など身近な場での活動と交流の機会を拡充します。

また、地域住民の子育て支援意識の形成や、地域での子育て活動や担い手の育成・支援およびネットワークづくりなどを行い、地域全体で子育て家庭を支えることができるように地域の教育力の向上を図ります。

③障害児等支援策の充実

■障害児支援の充実

学校や支援施設、関係機関の連携を強化し、障害のある子どもたちにとって生活しやすい環境をつくるとともに、家庭への適切な援助を行います。

■障害児家庭への経済的支援

障害児のいる家庭に対して、特別児童扶養手当や障害児福祉手当、重症心身障害児医療費助成等、経済的な支援の充実と支援制度の周知を図ります。

■障害児の保育の充実

障害のある子どもが身近な場所で、一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、保育士の専門性の向上、保育内容の充実を図ります。

■障害児の教育の充実

学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の設置などを進め、校内体制の整備を推進します。

また、就学指導の充実や教職員等の知識・技能の向上を図るなどして、学びやすい教育環境を整備・充実します。

■療育*体制の充実

障害のある子どもが地域の中で健やかに育ち、また、親の不安や悩みを軽減し解消を図るため、療育*相談や機能訓練など、地域での療育*環境の充実に努めます。

■発達障害*児支援の充実

保育所などの年中児を対象に、専門家のスクリーニングにより学習障害*・高機能自閉症*や注意欠陥多動性障害*などの発達障害*のある子どもの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられる体制づくりを進めます。

④母子の健康づくり支援

■妊婦健康診査の充実

母体や胎児の健康の確保を図り、安全な妊娠・出産を迎えるため、妊婦健康診査を行います。また、妊婦健康診査については、受診率の向上をめざし、母子健康手帳交付時の受診勧奨や費用助成などを行います。

■訪問、相談事業の推進

保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、妊娠や子育て等の悩みや不安の相談に応じることで、疾病予防や母子の健康の保持増進を図ります。

また、特に生後4か月までの乳幼児のいる家庭については、全戸を訪問して、相談・助言、情報提供を行う乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を推進し、乳児家庭の孤立防止や親の心のケア、乳児の健全な育成環境の確保を図るとともに、子育て家庭とのつながりを深める契機とします。

さらに、乳児家庭全戸訪問事業において養育支援が必要と思われる家庭への、相談、指導、助言その他必要な支援を行う養育支援訪問事業を推進します。

■子育てに関する講座や講習等による情報の普及

妊娠・出産・育児に関する不安の解消をめざし、必要な情報を得るための母親教室や両親教室などの各種講座や講演会の充実を図るとともに、多様なニーズに応じた訪問指導や健康相談などの実施により、きめ細やかな情報提供と実践活動の普及・啓発を図ります。

■乳幼児健康診査の充実

乳幼児を対象に、疾病や障害の早期発見、早期対応を図るため、乳幼児健康診査や成長段階に応じた健康診査を行います。

また、健康診査等を活用し、成長や発達、栄養状態への保健指導や子育てなどに関する悩み相談を受けるとともに、親の健康状態や生活、育児状況などを把握し、安心して健全な子育てができるための支援を行います。

さらに、健康診査の未受診者の把握に努め、受診勧奨を進めることで、受診率の向上をめざします。

■疾病等の予防と早期発見の促進

子どもの感染症の発生及び蔓延を予防するための予防接種や、むし歯予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、対象家庭への広報活動を行います。

また、乳幼児を対象とした健康診断・診査後の事後フォローなどにより、疾病及び発育、発達上または養育上の問題等の早期発見に努め、適切な医療機関等への受診、相談の勧奨により早期対応を促進するとともに、子どもたちの事故防止及び事故発見時の対応に関する知識の普及に努めます。

⑤母子の医療体制の充実

■小児医療の充実

市立病院において、専門医の確保や医療機能の充実を図るとともに、2次医療圏^{*}を越えた体制確保と、中核病院を中心に地域の医療機関が連携し、役割分担を行い、小児医療のサービス体制の充実を図ります。

また、かかりつけ医・歯科医の普及に向けた啓発を行うとともに、救急時の相談窓口や夜間・休日の応急診療について積極的な周知を図ります。

■周産期医療^{*}の充実

京丹後市立弥栄病院を周産期医療^{*}の拠点施設として、専門医の確保や医療機器の充実を図り、妊娠期から新生児期までの周産期を通じた一貫性のある医療体制を確保し、周産期医療2次病院などへの広域搬送を迅速かつ円滑に行う体制についても強化し、安定的な周産期医療の提供に努めます。

⑥思春期の保健対策の充実

■学校保健の充実

思春期における性の問題に対応するため、子どもの発達段階を踏まえつつ、性に関する正しい健全な意識づくりや各種の感染症の予防、エイズに関する指導を含む性教育を実施します。

また、喫煙や薬物等の有害性に関する知識普及などを図るとともに、心の問題について子どもや親が気軽に相談できるようスクールカウンセラー*や心の教室相談員*を配置するなど、相談支援体制の充実を図ります。

⑦食育*の推進

■家庭における食育*の推進

母親教室や乳幼児健診時の指導・相談とともに、離乳食実習教室やヘルシーマザー教室、親子クッキングなどの開催や食に関する相談への助言をとおして、妊産婦や保護者に対する「食育*」に関する知識の普及、啓発を図り、家庭での健全な食生活が営めるよう支援します。

■保育所、幼稚園、学校における食育*の推進

子ども自身が「食」についての理解を深め、食育*に関する活動を実践できるよう、幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習、教育を行うとともに、給食の食材における地産地消を進めます。

4. 子育てへの相談・支援体制の整備・充実

①子育てに関する相談体制の整備・充実

■訪問、相談事業の推進【再掲】

保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、妊娠や子育て等の悩みや不安の相談に応じることで、疾病予防や母子の健康の保持増進を図ります。

また、生後4か月までの乳児のいる家庭については、全戸を訪問して、相談・助言、情報提供を行う乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を推進し、乳児家庭の孤立防止や親の心のケア、乳児の健全な育成環境の確保を図るとともに、子育て家庭とのつながりを深める契機とします。

さらに、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）において養育支援が必要と思われる家庭への、相談、指導、助言その他必要な支援を行う養育支援訪問事業を推進します。

■子育てに関する相談体制の充実

各地域の地域子育て支援センター※や子育てサポートセンター※、家庭子ども相談室（子ども未来課）、子育て相談（健康推進課）、保健所などの子育て等に関する各相談窓口間の連携を強化し、身近な地域で気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、それら相談窓口の周知を図ります。

また、様々な相談に対応するため、家庭子ども相談室や地域子育て支援センター※等に専門的な相談員を配置し、相談体制や指導内容の充実を図ります。

■女性専門の相談事業の推進

女性が安心して生活できる地域づくりを目指して、仕事、夫婦、家庭、子育て、健康、セクハラ、DV※等に対する不安や負担の軽減を図るため、専門のカウンセラーが相談に応じる女性専門の相談事業等を充実するとともに、それら相談窓口の周知を図ります。

■児童虐待※などへの相談事業の推進

子どもたちの健やかな成長を妨げている問題の早期発見や解決のため、子どもの発育状況や行動、親子関係、虐待などの問題について、家庭子ども相談室において専門のカウンセラーが相談に応じるとともに、児童相談所や学校、警察署及び児童委員等との連携を図ります。

②子育て家庭への支援体制の整備・充実

■地域における子育て活動への支援の推進

親子や子育てサークル*が気軽に集い活動できる場の提供や、子育て相談及び子育てに関する情報提供が受けられるよう、地域子育て支援センター*を増設します。

また、子育て支援を担う人材の育成や地域での子育て世代の交流の場づくりを進めるため、地域の子育てサークル*やボランティア活動を支援します。

さらに、親子が気軽に参加できる事業や子育て講座などの開催に努め、家庭の子育て力の向上を図ります。

■保育サービスの充実

市民の多様な保育ニーズに応えるため、保育所ごとに子どもの特性に合わせた柔軟な保育サービスの展開や低年齢児の受け入れ体制の整備充実に努めるとともに、地域の現状に即した保育所の適正配置に取り組みます。

また、家庭的保育*や幼稚園の預かり保育*など多様な保育について検討します。

■保育所施設の開放の推進

地域に開かれた保育所づくりをめざし、保育士による育児相談や遊び、生活習慣などへの指導、援助を実施し、親の子育ての不安や悩みなどの軽減を図るため、保育所の空き教室や園庭の開放を推進します。

■育児教室、育児学習の活動の充実

地域の育児力を高めるため、保育所などにおいて、保育士や保健師等による育児教室や育児学習の実施充実に努め、子育てに不慣れな親への子どもとの遊び方や学習の指導などを通じた子育ての支援を行います。

■一時預かり保育*・特定保育*事業の充実

親の勤務形態の多様化や親の傷病などによる緊急事態、育児疲れの解消等に対応できる一時預かり保育*を実施する施設を増設するとともに、特定保育*の実施についても検討し、家庭における子育て支援を推進します。

■子育て短期支援事業の推進

親が病気、出産、公的行事への参加等による不在時や親の仕事が夜間にわたる場合など、一時的に家庭での養育が困難な子どもの生活の安定を図るため、乳児院や幼児寮を活用したショートステイ*を実施するとともに、トワイライトステイ*の実施についても検討します。

■ファミリーサポートセンター*事業の推進

安心とゆとりを持って子育てができるよう、ファミリーサポートセンター*において、子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人が会員登録を行い、会員同士が育児支援をコーディネートするとともに、積極的な普及・啓発に努め、登録会員数の増加や育児支援等の利用促進を図ります。

また、センターの相互援助機能を活用して、親の育児疲れの解消や運営スタッフによる子育てアドバイスなども行い、子育て支援の充実を図ります。

③子育てに関する情報提供の推進

■子育てに関する情報提供・情報発信の強化

子育て家庭を対象とした、子育ての事業や制度の紹介、子育てに関するQ&Aや保育所・幼稚園情報などの各種情報の積極的な提供を図るとともに、情報誌やパンフレット、インターネットなどの様々な媒体、子育ての事業やサークル活動、講演会等の様々な機会を活用し、積極的かつ効果的な情報発信に取り組みます。

また、必要な人に必要な情報を届けるための仕組みづくりについても検討し、子育てに関する情報提供・情報発信を強化します。

④地域での子育て支援のネットワークづくり

■地域における子育て支援意識の啓発

地域において、パンフレットやインターネット、講演会など、あらゆる媒体・機会を活用し、子育て家庭の状況や子育て支援に関する取り組み・制度などの情報を積極的に発信することで、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、意識啓発等に取り組みます。

■子育て支援のネットワークづくり

地域における子育て支援の担い手を把握するとともに、それらの担い手が地域において効果的な取り組みを展開できるよう、情報共有や連携・交流の場となるネットワークづくりを検討します。

⑤ひとり親家庭等の自立支援

■ひとり親家庭等の自立に向けた取り組みの推進

「京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画」（平成21年4月策定）に基づき、ひとり親家庭等の自立とひとり親家庭等の子どもの健やかな育ちをめざして、自立支援等の取り組みを総合的かつ計画的に推進します。

「京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画」施策目標

- ◎子育てや生活支援の推進
- ◎就業支援の推進
- ◎養育費の確保に向けた支援の推進
- ◎経済的支援の推進
- ◎情報提供・相談体制の充実

5. 子育てと仕事の調和の実現

①ワークライフバランス※の実現のための働き方の見直し

■事業主等の意識啓発

育児休業制度※の利用促進やフレックスタイム制※の導入、労働時間の短縮など、就業者が子育て等をしやすい雇用・就労環境づくりを進めるため、事業主や企業等への啓発とともに協力の働きかけを行います。

また、ワークライフバランス※の実現や一般事業主行動計画※に関して、事業主や就業者等への広報・啓発に取り組みます。

■子育て等がしやすい雇用・就労環境づくりに取り組む企業への支援

コンサルタント等によるアドバイスや、社会的な評価を促進するためのPRなど、子育て等をしやすい雇用・就労環境づくりに取り組む企業に対する支援策を検討します。

また、ワークライフバランス※の実現に向けた取り組みや次世代育成支援対策などを進めている企業や民間団体等の事例の情報を収集・提供します。

■地域に根ざしたワークライフバランス※の推進

地域の企業や関係機関・団体等と連携して、地域の実情や特性などを踏まえたワークライフバランス※推進のあり方や各主体の具体的な取り組みなどを検討し、効果的な展開を図ります。

■再就職の支援

関連機関・団体等との連携を強化し、きめ細やかな就業相談や情報提供、セミナーの開催などをおして、結婚や出産、育児などのために退職した女性の再就職支援に取り組みます。

②子育てと仕事の両立のための基盤整備

■延長保育※の充実

親の勤務形態の多様化等による保育時間延長へのニーズに対応し、延長保育※を実施する施設を増設するとともに、延長保育時間の拡充を検討し、延長保育※の充実を図ります。

■一時預かり保育※・特定保育※事業の充実【再掲】

親の勤務形態の多様化や親の傷病などによる緊急事態、育児疲れの解消等に対応できる一時預かり保育※を実施する施設を増設するとともに、特定保育※の実施についても検討し、家庭における子育て支援を推進します。

■休日保育※・夜間保育※の充実

親の勤務形態の多様化に対応するため、休日保育※を実施できる施設を設置します。また、夜間保育※については、延長保育※時間を拡充することにより、多様な保育ニーズへの対応を図ります。

■病後児保育※の推進

病気やケガの回復期にある児童で、親の就労やその他の理由により家庭で保育に支障があるケースなどに対応するため、病後児保育※（施設型）を整備します。

■民間活力※を活用した保育サービスの推進

民間活力※を活用した保育サービスや事業所内保育所※を含む民間と行政との連携を推進し、保育サービスの充実を図ります。

■放課後児童健全育成（放課後児童クラブ※）事業の充実

親の就労などにより、学校の放課後や長期休業中の家庭での保育に欠ける児童に対して、放課後児童クラブ※を開設し、適切な遊びや学習の場を提供するとともに、指導内容の充実とクラブ数の増加を図ります。

6. 子どもの心身の保護

①人権教育の推進

■学校における人権教育の推進

子どもたちが基本的人権や同和問題など様々な人権問題に対する正しい理解や認識を深め、人を思いやり、豊かな人間関係を築いていくことができるよう、学校における人権教育を推進します。

■地域等における人権教育の推進

子どもの権利条約*の趣旨に即し、子どもたちが地域の一員として尊重され主体的に参加できる地域社会の実現に向け、条約の啓発とともに、人権に関する講座やセミナーの開催等、市民の学習機会等を拡充し、子どもたちの人権に関する啓発を効果的に展開します。

②児童虐待*防止対策の充実

■児童虐待*の発生予防および早期発見・早期対応

児童虐待*の発生を予防するため、健康診査や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を含む訪問・相談事業などの母子保健活動や地域の医療機関や関係機関等との連携をとおして、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭の早期把握、早期対応に努めます。

また、学校、保育所、幼稚園等で子どもたちに関わる日常業務の中からも、児童虐待の発生予防、早期発見等に取り組むとともに、主任児童委員や児童委員による地域における相談・見守り活動の充実を図ります。

■関係機関等との連携強化

市の関係機関のほか、児童相談所、保健所、児童委員、警察署、消防署、医師会等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、定期的な情報交換や事例把握などはもとより、個別の要保護児童に対する具体的な支援内容の検討などを行い、地域全体で子どもを守る支援体制の充実を図ります。

③いじめや不登校への対策の充実

■いじめや不登校等への対策の充実

ひきこもりがちな子どもたちへの訪問指導の実施や、いじめや不登校などの様々な悩みに対し、子どもや親が気軽に相談できるようスクールカウンセラー※や心の教室相談員※を配置するなど、相談支援体制の充実を図ります。

また、いじめや不登校については、未然防止の観点にたち、早期発見・早期対応と学校間の連携の充実を図り、子ども一人ひとりに応じた、きめ細かな指導・支援を積極的に進めます。

さらに、当該保護者との連携を前提に、いじめや不登校に悩む子どもたちの居場所づくりや学校生活への復帰を促す仕組みづくりを進めます。

7. 子どもが安心・安全に生活できる環境づくり

①安心して子育てができる生活環境の整備

■道路・公共施設等のバリアフリー化*の促進

子どもや妊産婦、子ども連れの親等すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化*を促進します。また、公共施設等においては、子どもサイズの便器、トイレ内のベビーシート、授乳室など子育て家庭に配慮した施設整備を図ります。

■子どもの遊び場の整備・充実

子どもが安全に遊ぶことができるよう、公園や緑地の整備を進めるとともに、公園等の遊具の安全面について、適正な管理を行います。

②子どもたちを犯罪等の被害から守るための活動の推進

■地域における防犯意識の向上

「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、地域社会における市民、事業者、ボランティア団体との連携により、防犯教育や犯罪被害防止のための情報提供・啓発活動を行い、地域の防犯意識の向上を図ります。また、防犯の基本となる地域住民の連帯感や支え合いの意識を高めるため、あいさつ運動や声かけなどを促進します。

■地域における防犯活動の推進

地域団体や関係機関と連携・協力し、犯罪等に関する情報共有を図るとともに、自主防犯パトロールや立ち番による見守り活動などの防犯活動を展開します。また、併せて、小学校に配置した車両（にこにこカー）や市役所及び各種団体の青色パトロール車によるパトロールを行ないます。

■防犯環境の整備

安心、安全なまちづくりを推進するため、市内各所に防犯灯を設置するとともに、子どもたちの緊急避難場所となる「こども110番の家*」の拡大を図ります。また、各地域における防犯活動拠点づくりを進め、各種団体間の情報交換、情報共有、ネットワーク化を図ります。

③子どもたちの交通安全を確保するための活動の推進

■交通安全対策の推進

子どもたちを交通事故から守るため、「第2次京丹後市交通安全計画」（平成18年3月策定）に基づき、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底などの施策を国や京都府、京丹後市交通安全対策協議会の構成団体等との連携を図りつつ進めます。

また、市交通安全指導員による、子どもや子育て世代を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行なうとともに、チャイルドシートの正しい利用の徹底を図るための啓発活動や自転車の安全利用に関する取組等を積極的に展開します。

第5章 計画に係る目標値

「次世代育成支援対策推進法^{*}」において、特定事業に関する目標事業量の設定が定められており、国の行動計画策定指針では、「潜在的なニーズを把握しつつ、現在の利用実態などから目標事業量を設定する」という考え方が示されています。

本市においては、次世代育成支援対策行動計画^{*}に関するアンケート調査の結果や各事業の実施状況、地域特性などを十分に勘案し、特定事業に関する目標事業量を設定するとともに、地域の実情などに対応した独自の目標値を設定し、計画推進の評価指標とします。

■ 特定事業の目標値

	前期計画目標値 (平成 21 年度)	現状 (平成 21 年度)	後期計画目標値 (平成 26 年度)
通常保育 [*] 事業	保育所数 28 か所 定員：1,350 人 低年齢児（3 歳未満） 定員：300 人	保育所数 29 か所 定員：2,510 人 入所児童数：1,642 人 低年齢児（3 歳未満） 入所児童数：275 人	保育所数については、 保育所再編等推進計画 にて設定 定員：2,325 人 低年齢児（3 歳未満） 定員：360 人
延長保育 [*] 事業	延長実施保育所 10 か所 定員：170 人	延長実施保育所 7 か所 定員：34 人	延長実施保育所 10 か所 定員：50 人
夜間保育 [*] 事業	検討	未実施	保育所の社会福祉法人 営化に併せて検討
トワイライト ステイ [*]	1 か所 定員：5 人	未実施	1 か所 定員：5 人
休日保育 [*] 事業	6 か所 定員：100 人	未実施	6 か所 定員：100 人
放課後 児童クラブ事業 [*]	6 か所 定員：170 人	10 か所 定員：250 人 利用児童数：303 人	11 か所 定員：330 人
病後児保育 [*] 事業 (派遣型)	検討	未実施	検討
病後児保育 [*] 事業 (施設型)	1 か所 定員：5 人	未実施	1 か所 日数：50 日

※次ページに続きます

	前期計画目標値 (平成 21 年度)	現状 (平成 21 年度)	後期計画目標値 (平成 26 年度)
ショートステイ*	1 か所 定員：30 人	1 か所 利用延人数：303 人 (平成 20 年度)	1 か所 利用延人数：300 人
一時預かり保育*	6 か所 定員：30 人	5 か所 利用延人数：366 人	7 か所 利用延人数：600 人
特定保育*事業	検討	未実施	検討
ファミリー サポート センター*事業	1 か所	1 か所(平成 19 年 12 月開設) おねがい会員：35 人 まかせて会員：30 人 両方会員：8 人	1 か所 各会員数の増加
地域子育て支援 センター*事業	6 か所	6 か所	7 か所
つどいの広場*事業	2 か所	未実施	2 か所

■市独自の目標値

	前期計画目標値 (平成 21 年度)	現状 (平成 21 年度)	後期計画目標値 (平成 26 年度)
乳幼児家庭 全戸訪問事業		すべての出生児家庭	すべての出生児家庭
養育支援訪問事業		40 人	該当する全ての児童
心の教室相談員* 設置事業	相談員：9 人 週 4 回	相談員：10 人 週 4 回	相談員：10 人 週 4 回
介護職員* 設置事業	介護職員：19 人	介護職員：17 人 週 5 回	介護職員：20 人 週 5 回
教育相談員 設置事業	教育相談員：1 人 月 2 回	教育相談員：1 人 月 2 回	教育相談員：1 人 月 2 回
適応指導教室*事業	1 か所	未実施	1 か所
異世代交流事業	継続と充実実施	実施	実施
子育て情報誌等	継続と誌面の充実	作成・配布(平成 21 年 6 月)	3 年に 1 度の発行
子育てパンフレット	各健診・事業で配布	継続して配布	各健診・事業で継続配布
子育て ネットワークの 構築	ネットワークの構築と 充実	要保護児童対策協議会を 設置(平成 18 年 8 月) しケース会議等を 随時開催	要保護児童対策協議会 の継続 その他の地域における ネットワークの検討

第6章 計画の推進について

1. 市民や地域、関係団体等との連携

本計画を実効性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのためにも、ホームページや広報などの媒体や機会を通じて、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ、計画を推進します。

また、市民や関係団体等で構成される「子ども未来まちづくり審議会」において、計画の進捗状況に関する情報共有や施策・事業の評価や課題整理などを行います。

2. 庁内推進体制の整備

次世代育成支援に関する施策は、多岐の分野にわたるため、計画策定担当課（子ども未来課）が中心となり、年度毎の関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組める体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

3. 計画の進行管理

本計画の体系に則り、施策目標や推進方向、施策・事業などの様々なレベルにおいて、アウトプット*（施策・事業実施量）やアウトカム*（成果）の視点に立ち、数値目標などを踏まえた進捗管理や評価を進めます。

また、庁内の推進体制や「子ども未来まちづくり審議会」などにおいて、PDCAサイクル*（「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」のプロセスを踏まえた計画の進行管理の実施に努めます。

用語説明

あ行

【アウトカム】

成果。目的や目標の達成状況。アウトカムから「施策・事業を実施した結果、どのような成果が生まれたか」「どのような変化があったか」という評価ができる。

【アウトプット】

施策・事業の実施量。目的や目標の達成のために行われる施策や事業の結果。アウトプットから「何をしたのか、何がどの程度できたか」という評価ができる。

【育児休業制度】

労働者が育児のために退職することなく一定期間休業することができる制度。「育児・介護休業法」では、1歳に満たない子を養育する労働者が、事業主に申し出ることによって育児休業をとることができ、たとえ、事業所に育児休業制度の規定がなくても、法律を根拠に申し出ることによって、労働者が取得できる権利。

【一時預かり保育】

普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童の保育を行うこと。

【一般事業主行動計画】

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、事業主が子育てを行う労働者等の仕事と家庭の両立を支援に取り組むにあたって、計画期間、目標、その目標を達成するための対策や実施時期を定めたもの。301人以上の労働者を雇用する事業主には策定届出義務、300人以下の労働者を雇用する事業主には同様の努力義務がある。なお、策定届出義務は、平成23年4月1日から101人以上の労働者を雇用する事業主に拡大される。

【一般世帯】

国勢調査では、①住居と生計を共にしている人の集まり又は1戸を構えて住んでいる単身者②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者③会社、団体、商店、官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者をいう。

【M字型カーブ】

女性の年齢別労働力率（就業率）を縦軸に、年齢を横軸にとったグラフが、途中の 30 歳代前半で大きく落ちこみ、M の字に似た形になること。女性が出産・育児のため、中断再就労を余儀なくされている労働市場のさまを示す。（M字型曲線）

【延長保育】

通常保育の前後に時間を延長して保育を行うこと。

か行

【介護職員】

高齢者や障害者などに日常生活全般にわたって必要な援助や介護を行う人。

【核家族（世帯）】

国勢調査では、調査単位である一般世帯を世帯主との続柄に基づいて各種の家族類型に区分し、夫婦のみ、夫婦と子ども、父親又は母親と子どもから成る家族をいう。

【学習障害】

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

【家庭的保育】

保育者（保育士資格をもつ人など）が保育所と連携を図りながら、自宅において、少人数の子どもの保育を行うこと。

【休日保育】

日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない児童の保育を行うこと。

【高機能自閉症】

3 歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

【合計特殊出生率】

15 歳～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

【コーホート変化率法】

コーホート変化率法は、ある国勢調査年次及びその直後の国勢調査年次の年齢層 5 歳毎人口に基づき、年齢階層 5 歳毎の男女別で国勢調査間の変化率を計算し、それらの変化率が将来或いは過去においても不変であると仮定し、将来過去の年齢階層 5 歳毎にその変化率を順次適用して人口を推計する方法。

【心の教室相談員】

生徒の悩み、不安等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできるような第三者的な存在となりうる者として生徒の身近に配置された人。

【子育てサークル】

子育て中の保護者たちが地域子育て支援センターや公民館などに集まって、親子で自由に遊んだり、子育ての悩みを相談したり、情報交換したりするなどの活動をしているグループ。

【子育てサポートセンター】

子育てに関する様々な相談に対応するとともに、親子で安心してゆっくり過ごせるスペース。保育所で定期的に実施。

【子ども 110 番の家】

子どもたちが登下校時、また遊んでいる時などいつでも、不審な人物に声をかけられたり、連れ去られないよう、助けを求めるため逃げ込める地域の民家及び商店などの名称。

【子どもの権利条例】

子どもの人権(社会において幸せな生活をおくるためにどうしても必要で、人間として当然に持っている権利)や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助(手助け)を進めることを目的としたもの。

さ行

【事業所内保育所】

子どもを産み育てるための環境整備、支援を目的とし、一般企業のオフィスや病院などの事業所内に設けた従業員向けの保育施設。

【次世代育成支援対策行動計画】

地方公共団体及び事業主(国及び地方公共団体の機関等を含む。)が、次世代育成支援対策推進法に基づき、国の定めた策定指針に則して、今後 10 年間で集中的・計画的に次世代育成支援対策(少子化対策)を実施するために策定する計画。

【次世代育成支援対策推進法】

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備する対策（以下、「次世代育成支援対策」といいます。）及び、次世代育成支援対策に関する基本理念や関係者（国、地方公共団体、事業主及び国民）の責務等について定めた法律。（平成 17 年 4 月施行、平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法）

【児童虐待】

子どもを虐待する事。慢性的・恒常的に行われている状態を言い、それは、目に見える形での暴力に限らず、以下のようなものがある。①身体的虐待：肉体的な苦痛を与える行為②情緒的虐待：精神的な苦痛を与える行為③性的虐待：性的な関与④身体的放置⑤情緒的放置

近年、増加・顕在化が著しく、2000 年度には児童虐待の防止等に関する法律が成立し、児童虐待の定義、早期発見、通告義務、立入り調査など公的介入の強化、保護者への援助などが規定された。

【社会教育施設】

公民館、図書館、博物館などの施設。

【就業率】

15 歳以上人口に占める就業者人口の割合。

【周産期医療】

妊娠後期から新生児早期までの期間、母体・胎児・新生児を総合的に管理して母と子の健康を守るための医療。

【出生率】

人口 1,000 人に対する出生数の割合。

【少子化対策基本法】

少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的とした法律。（平成 15 年 9 月施行）

【ショートステイ】

保護者が病気になった場合等に、児童福祉施設等において短期間（1 週間程度）児童を預かる。

【食育】

食に関する教育を指すが単に望ましい食習慣のための知識を身につけるだけでなく、食卓での団らんをとおして社会性を育んだり、食文化を理解したりすることも含む幅広い教育。

【スクールカウンセラー】

心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中・高の学校に配置された、臨床心理士、精神科医、大学教授などカウンセリングの専門家。主に配置された学校の児童生徒、教職員及び保護者からの相談を担当。

た行

【第1次産業】

農業、牧畜業、水産業、林業など、農林・水産業を中心とした採取産業。

【第3次産業】

卸売・小売業や電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、金融業、公務、その他のサービス業（第一次産業や第二次産業に分類されない産業が分類される）。

【第2次産業】

鉱業、製造工業、建築業を含む産業部門で、製造工業を中心とした加工業。

【男女共同参画（男女共同参画社会）】

性別に関わりなくあらゆる分野への参画と能力発揮の機会が等しく保障されることを大前提にしつつ、一人ひとりの個性が尊重される社会。

【地域子育て支援センター】

子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う。

【注意欠陥多動性障害】

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

【昼間人口】

当該地域に住んでいる人口（常住人口）から、他地域から通勤・通学してくる人口（流入人口）を足し、他地域へ通勤・通学する人口（流出人口）を引いたもの。

【通常保育】

保護者が日中就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育すること。

【つどいの広場】

就学前児童（主に3歳未満児）を持つ保護者に対して保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行う。

【適応指導教室】

不登校児の学校復帰を援助する教室。

【特定保育】

保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な就学前児童に対して、週 2～3日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う。

【特別教室】

理科室、音楽室、美術室、木工室、被服室、調理室などのこと。

【DV（ドメスティック・バイオレンス）】

家庭内での暴力行為のうち、特に配偶者や恋人から身体的、精神的に暴力を受けること。

【トワイライトステイ】

就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行う。

な行

【2次医療圏】

医療法に基づき、高度・特殊・専門的な医療を除く一般的な入院医療の整備を図るべき地域的単位として設定されるもの。京都府では保健医療計画において6つの圏域が設定され、圏域内各地点から該当する医療機関まで、所要時間がおおむね1時間程度の範囲であることなどを考慮の上定められている。

【年少人口】

0歳から14歳までの人口。

【年齢3区分】

年少人口(14歳以下)、生産年齢人口(15歳～64歳)、老年人口(65歳以上)に区分したものの。

【ノーマライゼーション】

誰もが自分らしく生き、したい仕事や活動ができる社会。誰もが等しく生きる社会の実現。

は行

【発達障害】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害。

【バリアフリー（バリアフリー化）】

高齢者や障害者、妊婦、子どもたち等誰もが利用しやすいよう狭い通路や段差等を解消するなど障害・障壁を取り払うこと。

【晩婚化】

初婚年齢が上昇すること。

【晩産化】

出産年齢が上昇すること。

【PDCAサイクル】

「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」の頭文字を取ったもので「計画→実施・実行→検証・評価→改善」を繰り返す継続的な活動のこと。

【病後児保育】

派遣型：保育士や看護師等が、病気回復期にある児童の家庭を訪問し、保護者にかわって保育を行う。

施設型：病気回復期にある児童を保育所・病院等において保育する。

【ファミリーサポートセンター】

子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、保育所終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う。

【フレックスタイム制】

変形労働時間制の一種で、自分の業務に合わせて自分で出勤・退社の時刻を決めることができる制度。

【放課後児童クラブ】

保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生（主に低学年）に対し、授業の終了後に指定の場所において、適切な遊びと生活の場を与える。

ま行

【未婚化】

一度も結婚しない人が増加すること。

【民間活力】

民間企業のもつ効率的な事業運営能力や豊富な資金力のこと。

や行

【夜間保育】

保護者就業形態・就業時間の多様化に対応するため、午後 10 時まで保育を行うこと。
（保育時間：午前 11 時～午後 10 時）。

【ユニバーサルデザイン】

高齢者や障害者などの利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品や建築、空間、環境などのデザインのこと。

【幼稚園の預かり保育】

幼稚園の通常の教育時間（4時間）の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する者を対象に行われる保育のこと。

ら行

【流出人口】

他地域へ通勤・通学する人口。

【流入人口】

他地域から通勤・通学してくる人口。

【療育】

「療」は医療を「育」は保育あるいは養育を意味し、どのような障害や程度であっても、生きているかぎり、それなりに発達するものであり、障害と共存しながら、さらにそれをこえて伸びようとする過程を援助するかかわり。

【労働力人口】

15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者とを合わせたもの。

【労働力率】

15歳以上人口に占める労働力人口の割合。

【老年人口】

65歳以上の人口。

わ行

【ワークライフバランス】

「仕事と生活の調和」と訳され、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会を作り、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることをめざす。